

平成 25 年 度

成田国際空港周辺航空機騒音測定結果報告書

平成 27 年 2 月

千葉県環境生活部

## はじめに

成田国際空港（旧新東京国際空港）は、日本の表玄関として昭和53年5月に開港しました。

開港当初はA滑走路1本のみでの運用でしたが、平成14年4月に暫定平行滑走路（B滑走路）の供用が開始され、現在ではA滑走路（4,000メートル）、B滑走路（平成21年10月の延伸後、2,500メートル）の2本の滑走路による運用が行われています。

航空機騒音対策として、県では、昭和53年8月に成田国際空港に発着する航空機の騒音影響を強く受ける関係市町村の地域を、環境基準の適用地域に指定しました。

また、空港周辺での航空機騒音の分布状況と環境基準の達成状況を把握するため、空港設置者である成田国際空港株式会社（NAA）や周辺市町と連携し、固定測定局による常時監視を実施しています。

成田国際空港においては、騒音影響の軽減のため、低騒音型機の導入促進等の対策がとられていますが、いまだ環境基準が達成されていない地域があることから、県では、適宜、国及び空港設置者に対し、環境基準の早期達成について要請しているところです。

さて、平成25年度から、新たな航空機騒音の環境基準の指標として「時間帯補正等価騒音レベル（ $L_{den}$ ）」が導入されました。

これまでの「加重等価平均感覚騒音レベル（WECPNL）」では、航空機の騒音最大値と発生回数から算出した数値により評価を行ってききましたが、新たな指標では、航空機の騒音最大値の他、継続時間も考慮した騒音の総量（総暴露量）を測定することとなり、より正確な評価が期待されます。

本報告書は、平成25年度における空港周辺の固定測定局89局の騒音測定結果をとりまとめ、環境基準の達成状況を整理したものです。

本報告書が今後の航空機騒音軽減対策に役立てば幸いに存じます。

平成27年2月

千葉県環境生活部大気保全課長 高橋良彦

# 目 次

## 第 1 航空機騒音測定について

1	測定目的	1
2	実施主体	
(1)	固定測定局の設置	1
(2)	測定データの集計及び処理	1
(3)	実施主体の経緯	1
3	測定期間	1
4	測定体制及び方法	
(1)	測定地点	2
(2)	測定方法及び使用機器	4
(3)	集計及びデータ処理の方法	5
5	測定結果及びその評価	
(1)	測定結果一覧	5
(2)	環境基準達成状況	5
(3)	騒音コンター	9
6	測定結果の経年変化	
(1)	最大騒音レベルの経年変化	10
(2)	$L_{den}$ の経年変化	10
(3)	WECPNLの経年変化	10

## 第 2 資 料

1	測定局ごとの月間値の推移	19
2	測定結果の経年変化（固定測定局ごと）	21
3	航空機騒音実態調査(13年度まで)の結果に基づく環境基準達成率の経年変化	22
4	継続固定測定局における測定結果の経年変化（WECPNL）	23
5	継続固定測定局における測定結果の経年変化 （騒音ピークレベルのパワー平均値）	24
6	平成13年度までの実態調査継続地点におけるWECPNLの経年変化	25

### 第3 参考資料

1	成田国際空港の概要	
(1)	空港の概要	27
(2)	飛行経路概略図	29
(3)	総発着回数の年度別推移	31
(4)	機種別離着陸比率集計表	32
(5)	成田国際空港（旧新東京国際空港）の経緯	33
2	関係告示及び通知（航空機騒音に係る環境基準）	
(1)	航空機騒音に係る環境基準について（新環境基準；平成25年度から適用）	38
(2)	航空機騒音に係る環境基準の一部改正について（環境省局長通知）	40
(3)	航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定（千葉県告示）	43
(4)	航空機騒音に係る環境基準について（旧環境基準；平成24年度まで適用）	44
(5)	航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る 法定受託事務の処理基準について（環境庁局長通知）	46
(6)	航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る 法定受託事務の処理基準の改正について（環境省局長通知）	48
(7)	航空機騒音に係る環境基準について（環境庁局長通知）	50
3	航空機騒音に係る関係機関に対する要請等	52
4	空港周辺における航空機騒音対策の体系	57
5	用語の説明	58

測定結果の詳細については、公益財団法人成田空港周辺地域共生財団が公表している次の資料もあわせて御覧ください。

「平成25年度 成田国際空港周辺航空機騒音測定結果（年報）」

<http://www.nrt.or.jp/sokutei/nenpoumenu.html>

# 第 1 航空機騒音測定について



## 1 測定目的

成田国際空港周辺における航空機騒音については、季節的、経年的変化及び環境基準の達成状況を把握することを目的として、固定測定局による騒音常時監視を実施している。

## 2 実施主体

### (1) 固定測定局の設置

県、成田市、山武市、香取郡多古町及び山武郡芝山町並びに成田国際空港株式会社（以下、「NAA」という。）が県内89か所に固定測定局を設置している。機関別の固定測定局設置数を表1に示す。

表1 機関別の固定測定局設置数の推移

機関名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
千葉県	23	23	23	23	23
成田市	25	25	25	25	25
芝山町	9	9	9	9	9
横芝光町	1	1	1	1	—
山武市	2	1	1	1	1
多古町	1	1	1	1	1
NAA	29	31	29	30	30
合計	90	91	89	90	89

### (2) 測定データの集計及び処理

各固定測定局で測定されたデータは、公益財団法人成田空港周辺地域共生財団（以下、「共生財団」という。）の航空機騒音データ処理システム（以下、「共生財団システム」という。）により、一元的に処理されている。

### (3) 実施主体の経緯

昭和53年5月の開港から平成13年度までの間、県及び関係市町村が合同で夏季・冬季の2回に分けて広範囲の実態調査を実施し、その調査結果により環境基準の達成状況を把握してきた。

昭和54年度からは固定測定局を設置し、騒音の常時監視を行ってきた。

また、平成14年4月の暫定平行滑走路の供用開始に合わせて、県、関係市町及びNAAでは27局の固定測定局を増設し、共生財団システムにより一元的に処理されたデータを基に環境基準の達成状況を把握する体制が整えられた。

## 3 測定期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

## 4 測定体制及び方法

### (1) 測定地点

成田国際空港周辺地域においては、成田市、富里市、山武市、栄町、多古町、芝山町及び横芝光町の全域（工業専用地域及び空港の敷地を除く）に航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定が行われており、各関係機関が類型指定地域内に設置している固定測定局の測定結果に基づいて環境基準の達成状況を把握している。

平成25年度現在の固定測定局の区分及び位置並びに環境基準の地域類型を図1に示す。また、固定測定局の一覧を表2に示す。

図1 固定測定局の区分及び位置並びに環境基準の地域類型

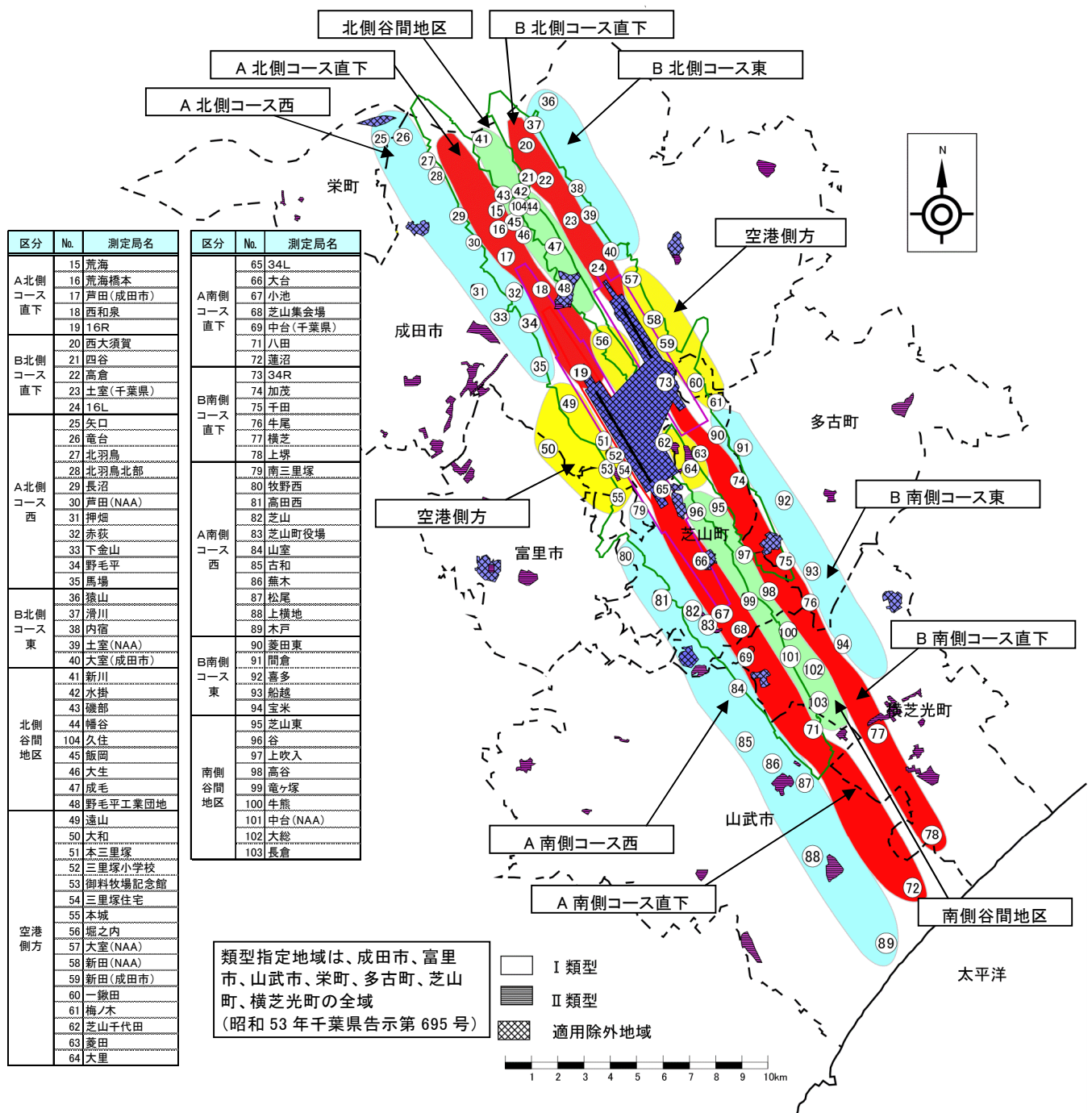




表2 固定測定局一覧

(25年度空港北側)

区分	局No.	所在地	ID	測定局名	測定地点名称	測定記録装置	しきい値 (dB)	継続時間 (秒)	環境基準の類型	騒音区域	管理者
A北側コース直下	15	成田市	NK05	荒海	荒海共同利用施設	NA37	変動+10	9	I 類型	第1種	NAA
	16	成田市	NN23	荒海橋本	荒海共生プラザ	DL100	固定60	10	I 類型	第1種	成田市
	17	成田市	NN03	芦田(成田市)	成田市芦田	DL90R	固定58	10	I 類型	第1種	成田市
	18	成田市	N002	西和泉	総成カントリークラブ	DL100	固定60	8	I 類型	第2種	千葉県
	19	成田市	NK01	16R	A滑走路北端	NA37	変動+10	2	適用除外	無指定	NAA
B北側コース直下	20	成田市	NK18	西大須賀	西大須賀共同利用施設	NA37	変動+10	5	I 類型	第1種	NAA
	21	成田市	NC21	四谷	四谷青年館	DL90R	変動+6	8	I 類型	第1種	千葉県
	22	成田市	NC22	高倉	高倉共同利用施設	DL90R	変動+6	10	I 類型	第1種	千葉県
	23	成田市	NC23	土室(千葉県)	久住/パークゴルフ場	DL90R	変動+6	10	I 類型	第1種	千葉県
	24	成田市	NK22	16L	北総VOR/DME用地内	NA37	変動+10	4	I 類型	第3種	NAA
A北側コース西	25	栄町	NC15	矢口	矢口青年館	DL100	変動+5	14	I 類型	無指定	千葉県
	26	成田市	NN20	竜台	成田市竜台	DL90R	変動+6	20	I 類型	無指定	成田市
	27	成田市	NN13	北羽鳥	成田市北羽鳥	DL90R	変動+6	13	I 類型	無指定	成田市
	28	成田市	NN01	北羽鳥北部	北羽鳥北部共同利用施設	DL90R	変動+6	30	I 類型	無指定	成田市
	29	成田市	NN12	長沼	成田市長沼	DL90R	変動+6	20	I 類型	無指定	成田市
	30	成田市	NK04	芦田(NAA)	芦田排水機場	NA37	変動+10	8	I 類型	無指定	NAA
	31	成田市	NC16	押畑	押畑親水広場	DL100	変動+8	14	I 類型	無指定	千葉県
	32	成田市	NN04	赤荻	赤荻共同利用施設	DL100S	固定60	8	I 類型	第1種	成田市
	33	成田市	NN14	下金山	成田市下金山	DL90R	変動+10	18	I 類型	無指定	成田市
	34	成田市	NN05	野毛平	野毛平共同利用施設	DL90R	変動+8	20	I 類型	第1種	成田市
	35	成田市	NN18	馬場	馬場共同利用施設	DL90R	変動+10	18	I 類型	無指定	成田市
B北側コース東	36	成田市	NM01	猿山	成田市役所下総支所	DL100S	変動+4	20	I 類型	無指定	成田市
	37	成田市	NC20	滑川	滑河小学校	DL90R	変動+5	14	I 類型	第1種	千葉県
	38	成田市	NK19	内宿	内宿共同利用施設	NA37	変動+10	5	I 類型	第1種	NAA
	39	成田市	NK20	土室(NAA)	成田市土室	NA37	変動+10	5	I 類型	第1種	NAA
	40	成田市	NN22	大室(成田市)	成田市大室	DL90R	変動+8	18	I 類型	第1種	成田市
北側谷間地区	41	成田市	N007	新川	新川共同利用施設	DL100	変動+7	14	I 類型	無指定	千葉県
	42	成田市	NN19	水掛	水掛共同利用施設	DL90R	固定55	8	I 類型	無指定	成田市
	43	成田市	NN02	磯部	磯部共同利用施設	DL100S	固定60	13	I 類型	第1種	成田市
	44	成田市	NN09	幡谷	幡谷共同利用施設	DL90R	固定57	8	I 類型	無指定	成田市
	104	成田市	NK06	久住	久住小学校	NA37	変動+10	6	I 類型	無指定	NAA
	45	成田市	NK03	飯岡	飯岡共同利用施設	NA37	変動+10	8	I 類型	第1種	NAA
	46	成田市	NN21	大生	大生共同利用施設	DL100	固定60	10	I 類型	第1種	成田市
	47	成田市	NN10	成毛	成毛共同利用施設	DL100	変動+8	15	I 類型	無指定	成田市
48	成田市	NN11	野毛平工業団地	野毛平工業団地管理事務所	DL90R	変動+8	15	適用除外	第1種	成田市	

(25年度空港側方)

区分	局No.	所在地	ID	測定局名	測定地点名称	測定記録装置	しきい値 (dB)	継続時間 (秒)	環境基準の類型	騒音区域	管理者
空港側方	49	成田市	NN15	遠山	遠山小学校	DL90R	固定60	8	I 類型	第1種	成田市
	50	富里市	NC17	大和	大和緑ヶ丘自治会館	DL100	固定57	8	I 類型	無指定	千葉県
	51	成田市	NN07	本三里塚	本三里塚共同利用施設	DL90R	固定60	7	I 類型	第1種	成田市
	52	成田市	NK36	三里塚小学校	三里塚小学校	NA37	変動+10	8	I 類型	無指定	NAA
	53	成田市	NN16	御料牧場記念館	三里塚御料牧場記念館	DL90R	固定58	10	I 類型	無指定	成田市
	54	成田市	NK37	三里塚住宅	三里塚NAA施設用地内	NA37	変動+10	10	I 類型	無指定	NAA
	55	成田市	NN17	本城	成田市本城	DL90R	変動+6	20	I 類型	無指定	成田市
	56	成田市	NN06	堀之内	堀之内共同利用施設	DL90R	変動+6	20	I 類型	第1種	成田市
	57	成田市	NK21	大室(NAA)	竜面共同利用施設	NA37	変動+10	5	I 類型	第1種	NAA
	58	成田市	NK23	新田(NAA)	成田市新田	NA37	変動+10	5	I 類型	第1種	NAA
	59	成田市	NT11	新田(成田市)	成田市新田	DL90R	変動+7	5	I 類型	第1種	成田市
	60	多古町	NK34	一鎌田	一鎌田共同利用施設	NA37	変動+10	5	I 類型	第1種	NAA
	61	芝山町	NC24	梅ノ木	菱田梅ノ木集会所	DL90R	変動+6	8	I 類型	第1種	千葉県
	62	芝山町	NK38	芝山千代田	芝山町香山新田	NA37	変動+10	10	I 類型	無指定	NAA
	63	芝山町	NS09	菱田	菱田共同利用施設	DL90R	変動+6	20	I 類型	第1種	芝山町
	64	芝山町	NS11	大里	大里国保診療所	DL90R	変動+6	20	I 類型	無指定	芝山町

(25年度空港南側)

区分	局No.	所在地	ID	測定局名	測定地点名称	測定記録装置	しきい値 (dB)	継続時間 (秒)	環境基準の類型	騒音区域	管理者
A南側コース直下	65	芝山町	NK09	34L	A滑走路南端	NA37	変動+10	2	適用除外	無指定	NAA
	66	芝山町	N003	大台	芝山第二工業団地管理事務所	DL100S	固定65	10	適用除外	第3種	千葉県
	67	芝山町	N004	小池	小池共同利用施設	DL100	固定65	12	I 類型	第1種	千葉県
	68	芝山町	NS04	芝山集会場	芝山集会場	DL90R	変動+8	25	I 類型	第1種	芝山町
	69	横芝光町	N005	中台(千葉県)	中台共同利用施設	DL100S	固定65	10	I 類型	第1種	千葉県
	71	山武市	N006	八田	八田共同利用施設	DL100S	固定60	8	I 類型	第1種	千葉県
	72	山武市	NK16	蓮沼	山武市役所蓮沼出張所	NA37	変動+10	11	I 類型	無指定	NAA
B南側コース直下	73	成田市	NK35	34R	B滑走路南側航空保安施設用地	NA37	変動+10	4	適用除外	無指定	NAA
	74	芝山町	NC25	加茂	大里加茂公民館	DL90R	変動+5	14	I 類型	第1種	千葉県
	75	多古町	NK28	千田	多古町千田	NA37	変動+10	5	I 類型	第1種	NAA
	76	多古町	NK29	牛尾	牛尾共同利用施設	NA37	変動+10	10	I 類型	無指定	NAA
	77	横芝光町	NK30	横芝	横芝小学校	NA37	変動+10	5	I 類型	無指定	NAA
	78	横芝光町	NK31	上塚	上塚小学校	NA37	変動+10	5	I 類型	無指定	NAA
A南側コース西	79	成田市	NN08	南三里塚	南三里塚共同利用施設	DL100S	固定58	10	I 類型	第1種	成田市
	80	芝山町	NS13	牧野西	牧野西部公民館	DL90R	変動+6	20	I 類型	無指定	芝山町
	81	芝山町	NS12	高田西	高田西部公民館	DL90R	変動+6	20	I 類型	無指定	芝山町
	82	芝山町	NK11	芝山	芝山小学校	NA37	変動+10	8	I 類型	第1種	NAA
	83	芝山町	NS01	芝山町役場	芝山町役場	DL90R	変動+6	25	I 類型	第1種	芝山町
	84	山武市	NK12	山室	山武市山室	NA37	変動+10	8	I 類型	無指定	NAA
	85	山武市	NC18	古和	古和共同利用施設	DL100	変動+8	14	I 類型	無指定	千葉県
	86	山武市	N014	蕪木	蕪木共同利用施設	DL100	固定54	8	I 類型	無指定	千葉県
	87	山武市	NK15	松尾	松尾洗心館	NA37	変動+10	13	I 類型	無指定	NAA
	88	山武市	NR01	上横地	上横地揚水場	DL90R	変動+5	18	I 類型	無指定	山武市
	89	山武市	NC19	木戸	木戸浜共同利用施設	DL90R	変動+6	10	I 類型	無指定	千葉県
B南側コース東	90	芝山町	NK26	菱田東	菱田東公会堂	NA37	変動+10	5	I 類型	第1種	NAA
	91	多古町	NT01	間倉	多古町間倉	DL90R	変動+6	8	I 類型	無指定	多古町
	92	多古町	NK27	喜多	喜多第二共同利用施設	NA37	変動+10	5	I 類型	無指定	NAA
	93	多古町	NC26	船越	粟田公民館	DL90R	変動+4	14	I 類型	無指定	千葉県
	94	横芝光町	NC27	宝米	九十九里水道企業団光取水場	DL90R	変動+5	20	I 類型	無指定	千葉県
南側谷間地区	95	芝山町	NK10	芝山東	東小学校	NA37	変動+10	6	I 類型	無指定	NAA
	96	芝山町	NS10	谷	芝山町谷	DL90R	変動+6	14	I 類型	第1種	芝山町
	97	芝山町	NS02	上吹入	上吹入青年館	DL90R	変動+4	25	I 類型	無指定	芝山町
	98	芝山町	NS07	高谷	高谷共同利用施設	DL90R	変動+6	20	I 類型	無指定	芝山町
	99	芝山町	N010	竜ヶ塚	小池第七集会所	DL100	固定57	12	I 類型	第1種	千葉県
	100	横芝光町	N011	牛熊	牛熊共同利用施設	DL100	固定54	7	I 類型	無指定	千葉県
	101	横芝光町	NK13	中台(NAA)	横芝光町中台	NA37	変動+10	8	I 類型	第1種	NAA
	102	横芝光町	NK14	大総	大総小学校	NA37	変動+10	6	I 類型	無指定	NAA
	103	横芝光町	N013	長倉	長倉共同利用施設	DL100	変動+8	14	I 類型	無指定	千葉県

- 1 IDは、共生財団発行の年報に記載された固定測定局のIDである。
- 2 測定記録装置欄の記号は機器の型式である。  
(DL90R、DL100、DL100S:日東紡音響エンジニアリング(株)製 NA37:リオン(株)製)
- 3 環境基準類型は、航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定である昭和53年千葉県告示第695号に定めた地域の類型。  
(環境基準値 I 類型: $L_{den}$  57dB 以下 II 類型: $L_{den}$  62dB 以下)
- 4 騒音区域は「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づき空港設置者による対策が講じられる区域。(第1種区域:住宅の防音工事に対する助成 第2種区域:区域外への移転補償、土地の買入れ 第3種区域:緩衝緑地帯の整備)

## (2) 測定方法及び使用機器

測定は、「航空機騒音測定・評価マニュアル」(平成24年11月 環境省)及び「航空機騒音監視測定マニュアル」(昭和63年7月 環境庁大気保全局)に基づいて実施した。

固定測定局は、局ごとに設定された騒音レベル及び継続時間の条件を満たした騒音を航空機騒音として識別し、そのデータを自動的に記録する装置が備えられている。

各固定測定局で使用している測定記録装置の機種及びその設定値は表2に示した。

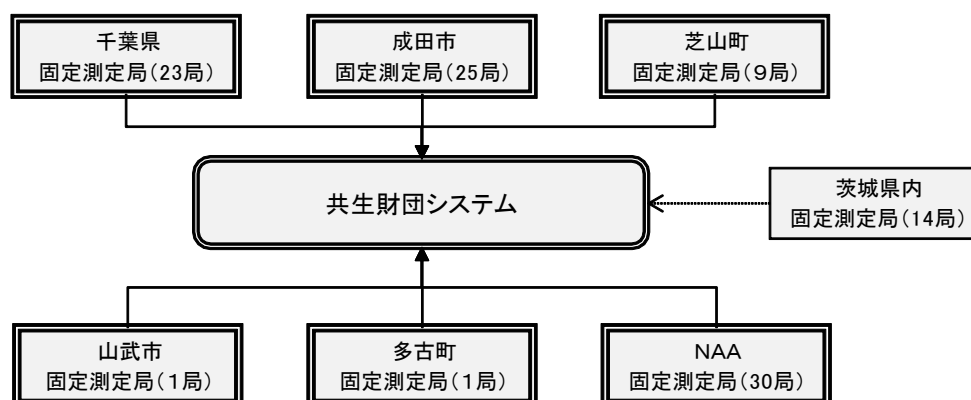
### (3) 集計及びデータ処理の方法

各固定測定局の騒音データは、1日1回、公衆通信回線により共生財団システムに収集され、共生財団による集計処理を経て、各固定測定局管理者に日報及び月報（速報値）として提供されている。

年間の測定結果については、共生財団が設置する「航空機騒音監視評価委員会」（学識者や関係自治体、NAA等で構成）において評価、確定された後、公表されている。

固定測定局と共生財団システムの構成を図2に示す。

図2 固定測定局と共生財団システムの構成



## 5 測定結果及びその評価

### (1) 測定結果一覧

各固定測定局における測定結果を表5に示す。

### (2) 環境基準達成状況

千葉県では環境基準の地域類型指定において主に住宅の用に供される地域をI類型地域、その他の地域をII類型地域として指定しており、各々の環境基準は表3のとおりである。

なお、平成25年4月から航空機騒音に係る環境基準の評価指標が加重等価平均感覚騒音レベル（WECPNL）から時間帯補正等価騒音レベル（ $L_{den}$ ）に変更となり、それに併せて環境基準値も変更となった。

環境基準の評価対象となる固定測定局（全てI類型指定地域内）84局のうち、平成25年度に環境基準を達成したのは48局であり、達成率は57.1%であった。環境基準達成状況の推移は表4のとおりである。

表3 評価指標と新旧環境基準値

評価指標	I 類型地域 (主に住宅の用に供される地域)	II 類型地域 (その他の地域)
$L_{den}$ (新環境基準)	57 dB	62 dB
WECPNL (旧環境基準)	70	75

表4 環境基準達成状況の推移

年度	21	22	23	24	25
環境基準適用局数	85	86	84	85	84
達成局数	56	58	58	59	48
達成率(%)	65.9	67.4	69.0	69.4	57.1
適用除外局数	5	5	5	5	5

(注) 1 基準適用局の地域類型は全てI類型(環境基準  $L_{den}$  57dB以下 平成24年度までは70WECPNL以下)  
 2 適用除外: 空港敷地内 3局、工業専用地域内 2局

表5 成田国際空港周辺固定測定局 測定結果一覧（25年度）

（空港北側）

区分	局No.	所在地	測定局名	環境基準の類型※1	L <sub>den</sub>			騒音レベルdB(A)		発生回数 年平均 回/日	参考 年間 WECPNL	騒音 区域 ※3	測定機関
					年平均	達成 状況※2	日最大	年平均	最大				
A北側 コース 直下	15	成田市	荒海	I 類型	62	×	66.6	75.5	88	191	74.0	第1種	NAA
	16	成田市	荒海橋本	I 類型	62	×	67.3	75.8	90	186	74.1	第1種	成田市
	17	成田市	芦田(成田市)	I 類型	62	×	67.1	76.6	91	197	75.2	第1種	成田市
	18	成田市	西和泉	I 類型	64	×	69.1	78.8	97	187	77.1	第2種	千葉県
	19	成田市	16R	適用除外	72	—	77.3	89.1	106	220	88.3	無指定	NAA
B北側 コース 直下	20	成田市	西大須賀	I 類型	59	×	65.1	73.0	87	220	72.1	第1種	NAA
	21	成田市	四谷	I 類型	58	×	61.9	69.7	89	259	69.5	第1種	千葉県
	22	成田市	高倉	I 類型	62	×	67.3	76.0	93	245	75.5	第1種	千葉県
	23	成田市	土室(千葉県)	I 類型	65	×	70.9	80.8	96	234	80.0	第1種	千葉県
	24	成田市	16L	I 類型	70	×	74.6	85.9	104	299	86.5	第2種	NAA
A北側 コース 西	25	栄町	矢口	I 類型	50	○	55.1	64.0	78	141	61.3	無指定	千葉県
	26	成田市	竜台	I 類型	54	○	58.9	66.7	82	160	64.3	無指定	成田市
	27	成田市	北羽鳥	I 類型	57	○	62.0	70.3	85	185	68.5	無指定	成田市
	28	成田市	北羽鳥北部	I 類型	57	○	60.8	68.9	82	155	66.5	無指定	成田市
	29	成田市	長沼	I 類型	57	○	62.1	69.9	83	186	68.3	無指定	成田市
	30	成田市	芦田(NAA)	I 類型	58	×	63.3	70.1	86	186	68.4	無指定	NAA
	31	成田市	押畑	I 類型	51	○	56.9	64.9	79	131	61.7	無指定	千葉県
	32	成田市	赤荻	I 類型	60	×	64.2	72.5	88	181	70.7	第1種	成田市
	33	成田市	下金山	I 類型	52	○	58.2	68.6	82	87	63.9	無指定	成田市
	34	成田市	野毛平	I 類型	60	×	65.1	74.1	90	171	72.1	第1種	成田市
	35	成田市	馬場	I 類型	56	○	61.7	70.5	88	124	67.2	無指定	成田市
B北側 コース 東	36	成田市	猿山	I 類型	49	○	54.4	62.1	82	131	59.4	無指定	成田市
	37	成田市	滑川	I 類型	56	○	60.3	68.4	83	184	66.7	第1種	千葉県
	38	成田市	内宿	I 類型	54	○	58.5	65.6	84	157	63.5	第1種	NAA
	39	成田市	土室(NAA)	I 類型	56	○	60.5	67.7	88	189	66.3	第1種	NAA
	40	成田市	大室(成田市)	I 類型	57	○	62.6	68.9	90	206	67.9	第1種	成田市
北側谷 間地区	41	成田市	新川	I 類型	57	○	60.9	67.9	83	241	67.6	無指定	千葉県
	42	成田市	水掛	I 類型	56	○	60.8	67.5	85	220	66.7	無指定	成田市
	43	成田市	磯部	I 類型	58	×	62.6	70.5	86	200	69.3	第1種	成田市
	44	成田市	幡谷	I 類型	56	○	61.1	67.6	84	230	66.9	無指定	成田市
	104	成田市	久住	I 類型	58	×	61.7	67.6	85	262	67.6	無指定	NAA
	45	成田市	飯岡	I 類型	60	×	64.4	72.1	87	224	71.4	第1種	NAA
	46	成田市	大生	I 類型	60	×	64.0	72.8	88	197	71.5	第1種	成田市
	47	成田市	成毛	I 類型	57	○	61.5	68.2	84	181	66.7	無指定	成田市
	48	成田市	野毛平工業団地	適用除外	60	—	64.7	72.7	90	185	71.3	第1種	成田市

（空港側方）

区分	局No.	所在地	測定局名	環境基準の類型※1	L <sub>den</sub>			騒音レベルdB(A)		発生回数 年平均 回/日	参考 年間 WECPNL	騒音 区域 ※3	測定機関
					年平均	達成 状況※2	日最大	年平均	最大				
空港 側方	49	成田市	遠山	I 類型	59	×	64.7	72.4	89	210	71.3	第1種	成田市
	50	富里市	大和	I 類型	45	○	55.3	65.4	80	41	57.9	無指定	千葉県
	51	成田市	本三里塚	I 類型	59	×	65.3	73.5	91	228	72.8	第1種	成田市
	52	成田市	三里塚小学校	I 類型	61	×	67.4	73.5	91	282	73.8	第1種	NAA
	53	成田市	御料牧場記念館	I 類型	57	○	63.1	70.2	88	217	69.4	無指定	成田市
	54	成田市	三里塚住宅	I 類型	65	×	70.4	76.5	91	325	77.4	第1種	NAA
	55	成田市	本城	I 類型	58	×	64.4	70.7	85	214	70.0	無指定	成田市
	56	成田市	堀之内	I 類型	58	×	63.4	71.4	88	183	70.0	第1種	成田市
	57	成田市	大室(NAA)	I 類型	58	×	62.4	69.6	89	234	69.2	第1種	NAA
	58	成田市	新田(NAA)	I 類型	55	○	62.4	68.7	90	195	68.0	第1種	NAA
	59	成田市	新田(成田市)	I 類型	57	○	62.9	69.6	93	199	69.2	第1種	成田市
	60	多古町	一織田	I 類型	53	○	59.1	66.0	87	151	64.9	第1種	NAA
	61	芝山町	梅ノ木	I 類型	53	○	58.8	65.6	84	174	64.3	無指定	千葉県
	62	芝山町	芝山千代田	I 類型	57	○	63.2	67.9	83	249	67.8	無指定	NAA
	63	芝山町	菱田	I 類型	58	×	62.0	69.9	87	243	69.7	第1種	芝山町
	64	芝山町	大里	I 類型	57	○	62.9	69.4	87	241	69.2	無指定	芝山町

## (空港南側)

区分	局No.	所在地	測定局名	環境基準の類型※1	L <sub>den</sub>			騒音レベルdB(A)		発生回数 年平均 回/日	参考 年間 WECPNL	騒音 区域 ※3	測定機関
					年平均	達成 状況※2	日最大	年平均	最大				
A南側 コース 直下	65	芝山町	34L	適用除外	74	—	78.2	91.6	108	221	90.6	無指定	NAA
	66	芝山町	大台	適用除外	68	—	70.4	83.1	97	197	81.7	第3種	千葉県
	67	芝山町	小池	I 類型	64	×	67.1	77.5	92	191	76.1	第1種	千葉県
	68	芝山町	芝山集会場	I 類型	63	×	65.5	76.3	90	177	74.6	第1種	芝山町
	69	横芝光町	中台(千葉県)	I 類型	63	×	65.5	76.4	92	186	74.8	第1種	千葉県
	71	山武市	八田	I 類型	60	×	63.2	73.1	88	184	71.6	第1種	千葉県
	72	山武市	蓮沼	I 類型	56	○	58.8	67.8	83	201	66.9	無指定	NAA
B南側 コース 直下	73	成田市	34R	適用除外	71	—	75.0	89.9	106	121	86.6	無指定	NAA
	74	芝山町	加茂	I 類型	59	×	63.9	72.0	89	181	70.2	第1種	千葉県
	75	多古町	千田	I 類型	58	×	62.2	70.5	85	222	69.5	第1種	NAA
	76	多古町	牛尾	I 類型	57	○	61.4	69.8	83	176	67.9	無指定	NAA
	77	横芝光町	横芝	I 類型	56	○	59.6	67.7	81	186	66.2	無指定	NAA
	78	横芝光町	上塚	I 類型	55	○	59.4	67.5	79	174	65.7	無指定	NAA
	A南側 コース 西	79	成田市	南三里塚	I 類型	60	×	64.1	73.5	92	243	73.0	第1種
80		芝山町	牧野西	I 類型	50	○	55.5	66.7	87	107	62.6	無指定	芝山町
81		芝山町	高田西	I 類型	51	○	55.7	66.3	80	103	62.0	無指定	芝山町
82		芝山町	芝山	I 類型	57	○	61.0	68.8	86	173	67.1	第1種	NAA
83		芝山町	芝山町役場	I 類型	59	×	62.8	71.6	85	184	70.0	第1種	芝山町
84		山武市	山室	I 類型	55	○	58.8	67.3	82	193	65.8	無指定	NAA
85		山武市	古和	I 類型	52	○	56.1	65.1	81	164	63.0	無指定	千葉県
86		山武市	蕪木	I 類型	54	○	57.9	67.0	81	180	65.3	無指定	千葉県
87		山武市	松尾	I 類型	57	○	60.4	69.7	82	162	67.9	無指定	NAA
88		山武市	上横地	I 類型	49	○	53.6	62.2	80	154	59.6	無指定	山武市
B南側 コース 東	89	山武市	木戸	I 類型	53	○	56.4	65.6	79	168	63.6	無指定	千葉県
	90	芝山町	菱田東	I 類型	56	○	60.1	67.9	84	180	66.4	第1種	NAA
	91	多古町	間倉	I 類型	51	○	55.9	63.5	80	122	60.5	無指定	多古町
	92	多古町	喜多	I 類型	52	○	56.3	64.0	80	175	62.0	無指定	NAA
	93	多古町	船越	I 類型	52	○	56.4	64.8	80	174	62.8	無指定	千葉県
	94	横芝光町	宝米	I 類型	55	○	58.4	67.5	81	180	65.6	無指定	千葉県
南側谷 間地区	95	芝山町	芝山東	I 類型	57	○	60.6	67.9	86	237	67.4	無指定	NAA
	96	芝山町	谷	I 類型	60	×	65.7	73.2	92	249	73.1	第1種	芝山町
	97	芝山町	上吹入	I 類型	57	○	61.5	68.3	88	257	68.1	無指定	芝山町
	98	芝山町	高谷	I 類型	56	○	59.8	67.2	84	270	67.2	無指定	芝山町
	99	芝山町	竜ヶ塚	I 類型	60	×	63.6	73.5	89	207	72.4	第1種	千葉県
	100	横芝光町	牛熊	I 類型	56	○	60.2	67.4	84	276	67.4	無指定	千葉県
	101	横芝光町	中台(NAA)	I 類型	58	×	61.5	69.9	85	222	69.4	第1種	NAA
	102	横芝光町	大総	I 類型	56	○	59.0	67.0	81	255	67.0	無指定	NAA
	103	横芝光町	長倉	I 類型	58	×	61.2	69.1	84	252	69.0	無指定	千葉県
環境基準達成局数					48								
非達成局数					36								
適用除外局数					5								
計					89								
環境基準達成率					57.1%								

※1 環境基準類型は、航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定である昭和53年千葉県告示第695号に定められた地域の類型。

環境基準I 類型 基準値： $L_{den}$  57dB 以下

環境基準II 類型 基準値： $L_{den}$  62dB 以下

※2 環境基準達成状況の評価は年平均で行う。

※3 騒音区域は「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づき空港設置者による対策が講じられる区域。

第1種区域：住宅の防音工事に対する助成

第2種区域：区域外への移転補償、土地の買入れ

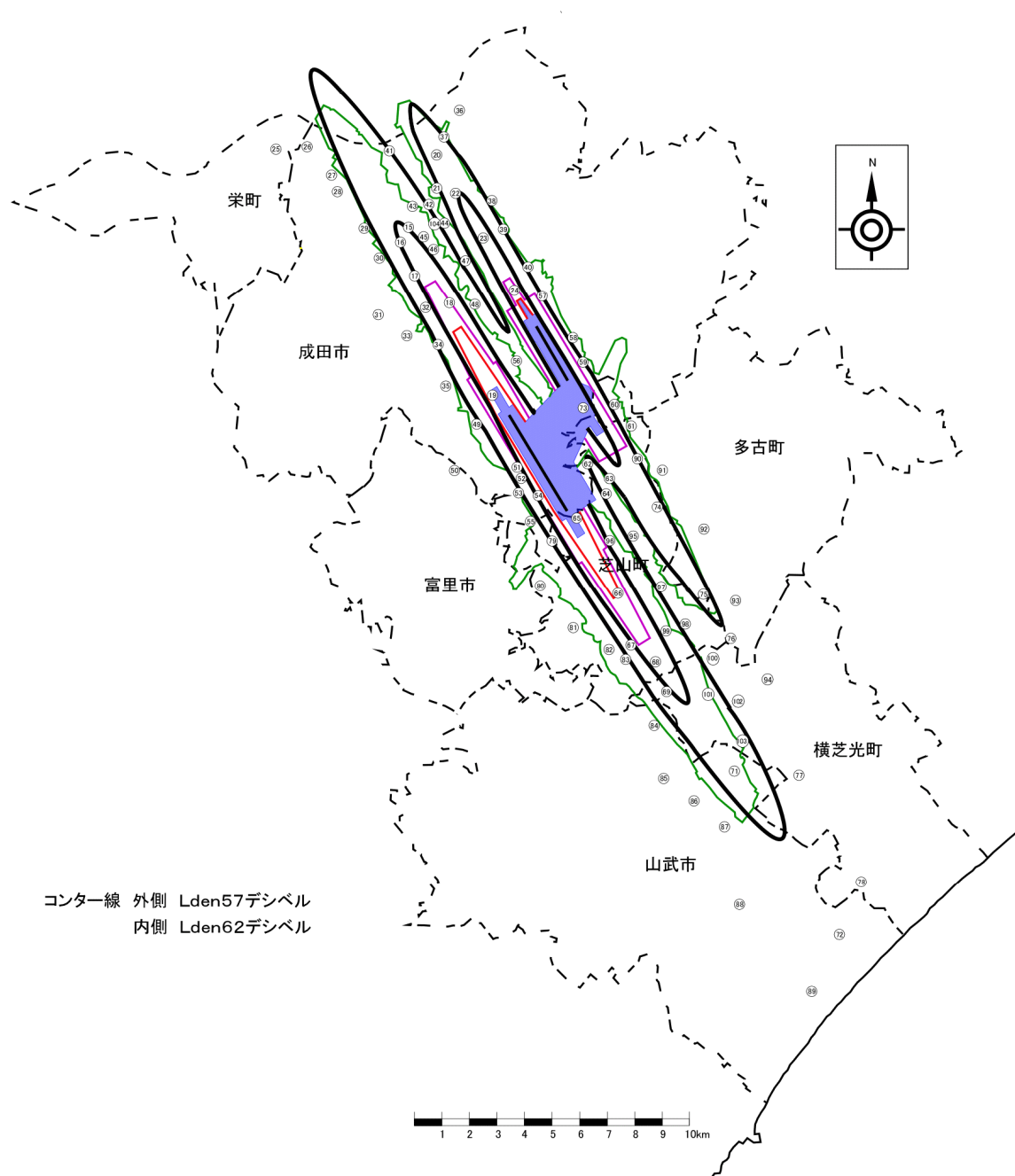
第3種区域：緩衝緑地帯等の整備

### (3) 騒音コンター

航空機騒音の影響範囲を図化するため、平成25年度測定結果による騒音(年間  $L_{den}$ ) コンターを図3に示した。

I 類型の環境基準値  $L_{den}$  57 dB を超える範囲は、A滑走路では滑走路中心から滑走路延長両方向各約1.7 km、B滑走路では滑走路中心から南南東側約1.2 km、北北西側は約1.1 kmとなっている。

図3 年間  $L_{den}$  コンター図



## 6 測定結果の経年変化

### (1) 最大騒音レベルの経年変化

昭和54年以降のA滑走路側の継続測定局の最大騒音レベルの年平均値（パワー平均）の経年変化は、**図4**のとおりであり、北側において近年は低下傾向にある。

一方、24年12月のA滑走路南側着陸滑走路延長に伴い、南側の一部の局においては、最大騒音レベルが上昇している。

また、B滑走路側測定局の最大騒音レベルの年平均値（パワー平均）の推移は**図5**のとおりであり、21年10月の北側延伸以降、最大騒音レベルが上昇している。

### (2) $L_{den}$ の経年変化

$L_{den}$ については、平成25年度に環境基準の指標となったところであり、年間 $L_{den}$ の経年変化を見ることはできない。

なお、25年度の月間 $L_{den}$ の変化は**図6、7**のとおりである。

A滑走路では、夏季の南側の測定局と冬季の北側の測定局で、B滑走路では、夏季の北側の測定局と冬季の南側の測定局で $L_{den}$ が高い傾向にあった。

### (3) WECPNLの経年変化

#### ア WECPNLの算出と旧環境基準値による評価

年間 $L_{den}$ の経年変化が確認できないため、参考までに、平成24年度まで採用されていた年平均WECPNLを算出し、経年変化の確認と旧環境基準値70WECPNL（I類型の旧環境基準値）との比較を行った。

各測定局の $L_{den}$ とWECPNLによる騒音評価結果を**表6**に示す。

環境基準の評価対象となる84局（すべてI類型地域）のうち60局が旧環境基準値70WECPNL以下となり、仮に旧環境基準を適用した場合の達成率は71.4%と試算された。

昨年度の環境基準達成率である69.4%から2%上昇している。

#### イ WECPNLの経年変化

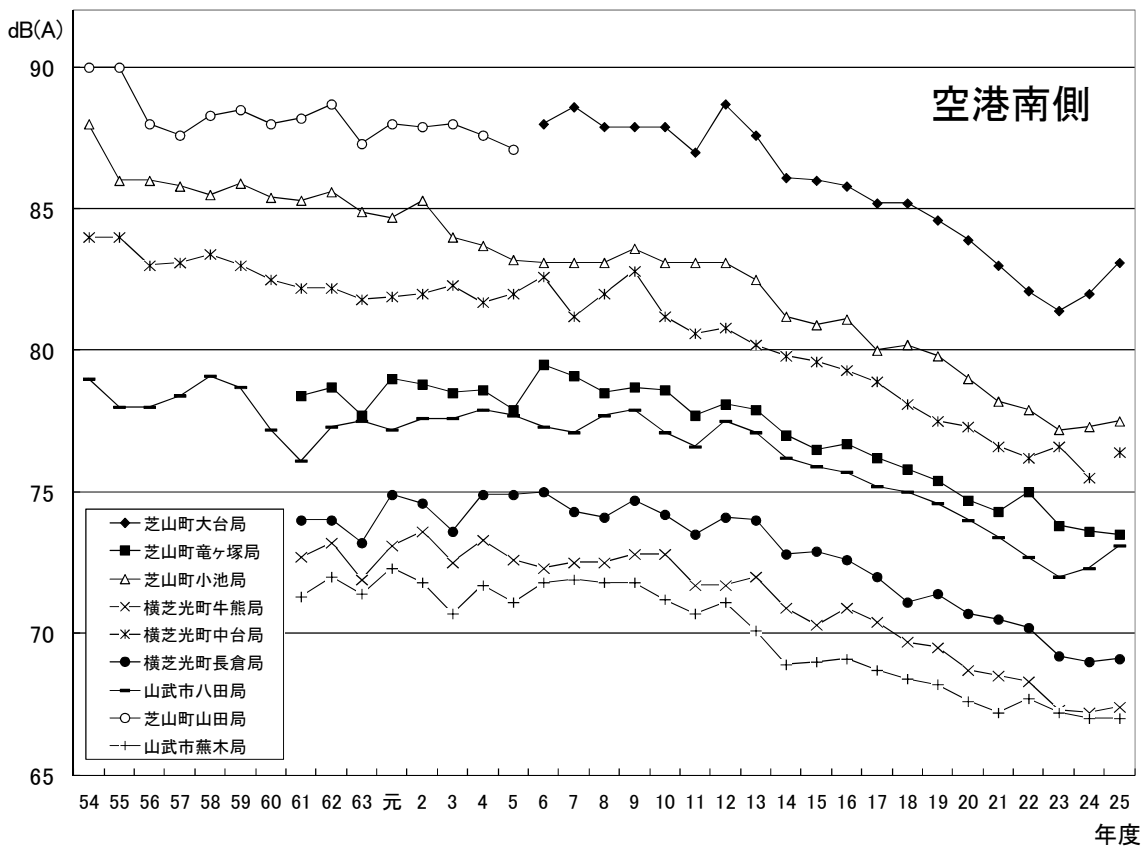
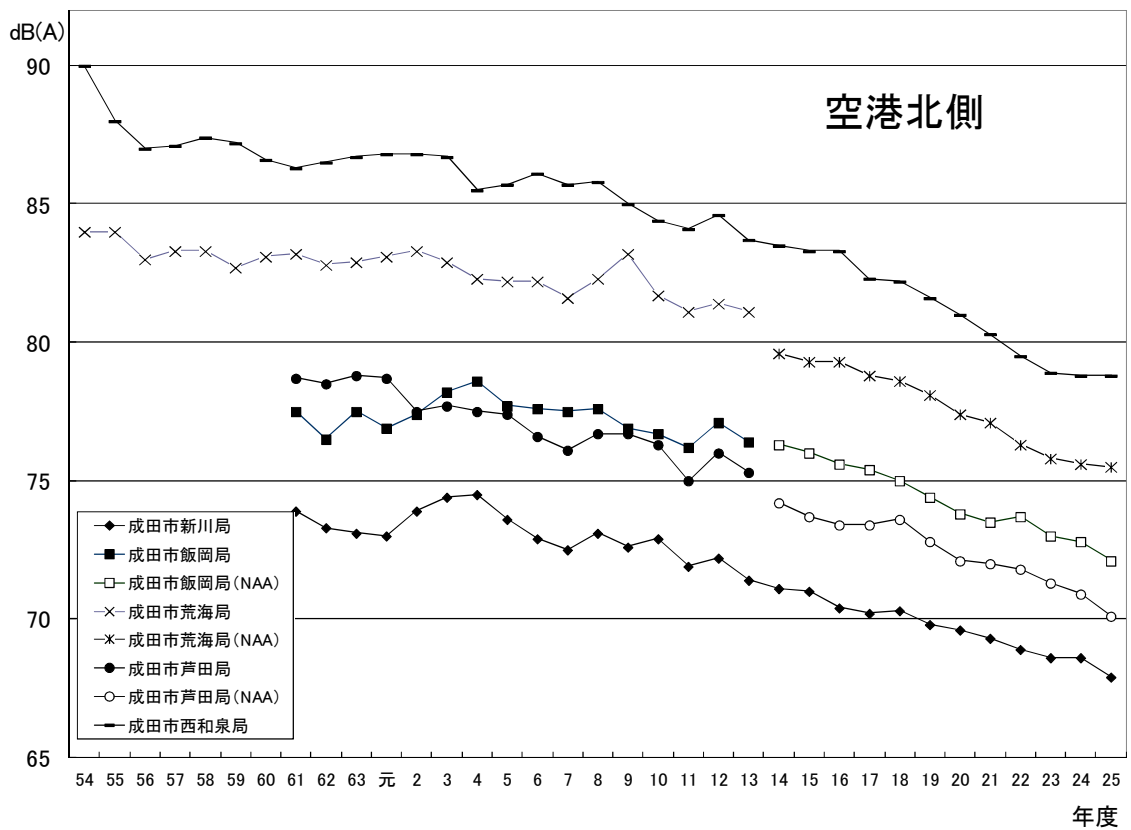
昭和54年以降のA滑走路側測定局の年間WECPNLの経年変化は**図8**のとおりである。

近年は低下傾向にあったが、発着便数の増加や南側着陸滑走路延長に伴って24年度からわずかながら増加に転じている。

また、B滑走路側測定局の年間WECPNLの推移は、**図9**のとおりであり、発着枠が拡大された22年度以降は、それ以前に比べると値が増加している。

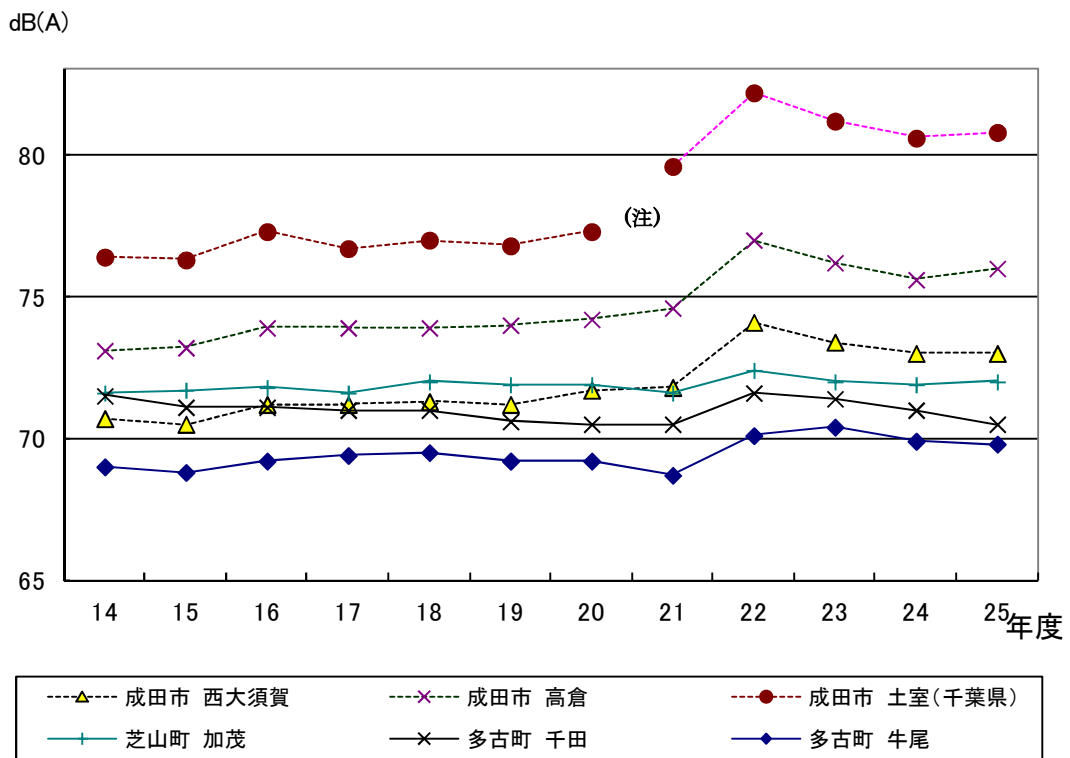


図4 A滑走路周辺 最大騒音レベル（年平均値）の経年変化



(注) 横芝光町中台局は平成24年度までの中台局(横芝光町)の位置に中台局(千葉県)を移設した。

図5 B滑走路周辺 最大騒音レベル（年平均値）の経年変化



(注)土室局(千葉県)は、H21年4月に飛行ルート(南東方向)側に170m移設した。

図6 B滑走路周辺 月間  $L_{den}$

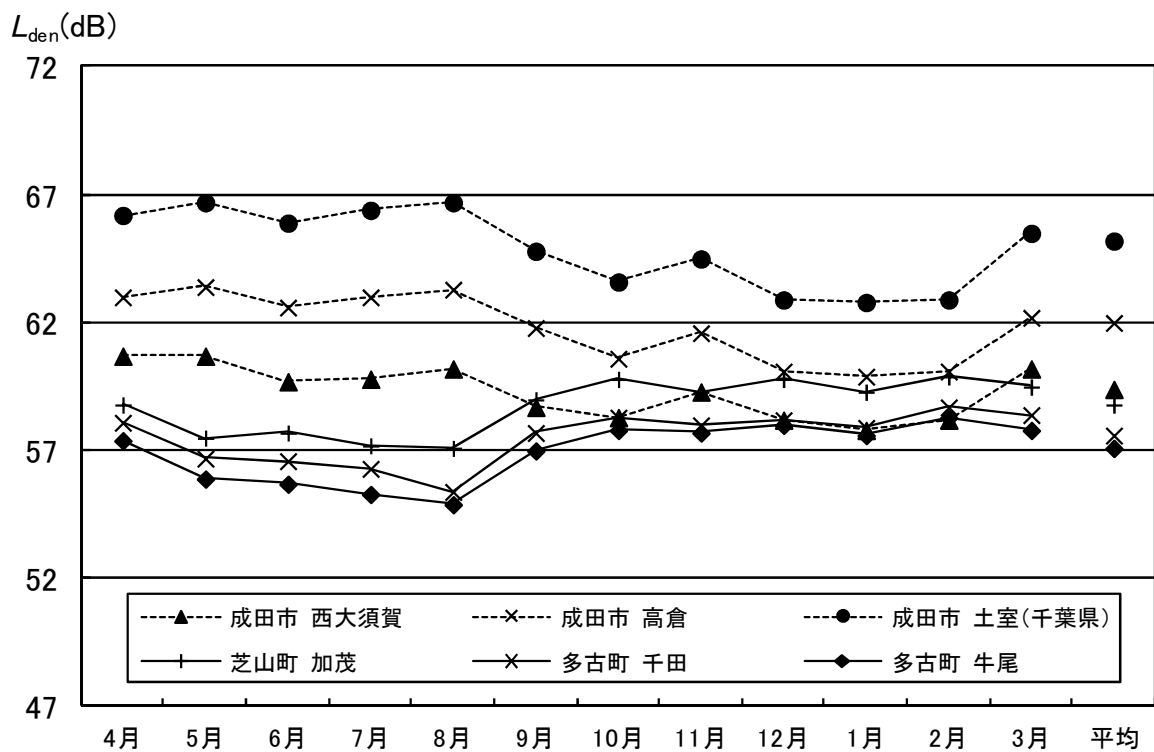


図7 A滑走路周辺 月間  $L_{den}$

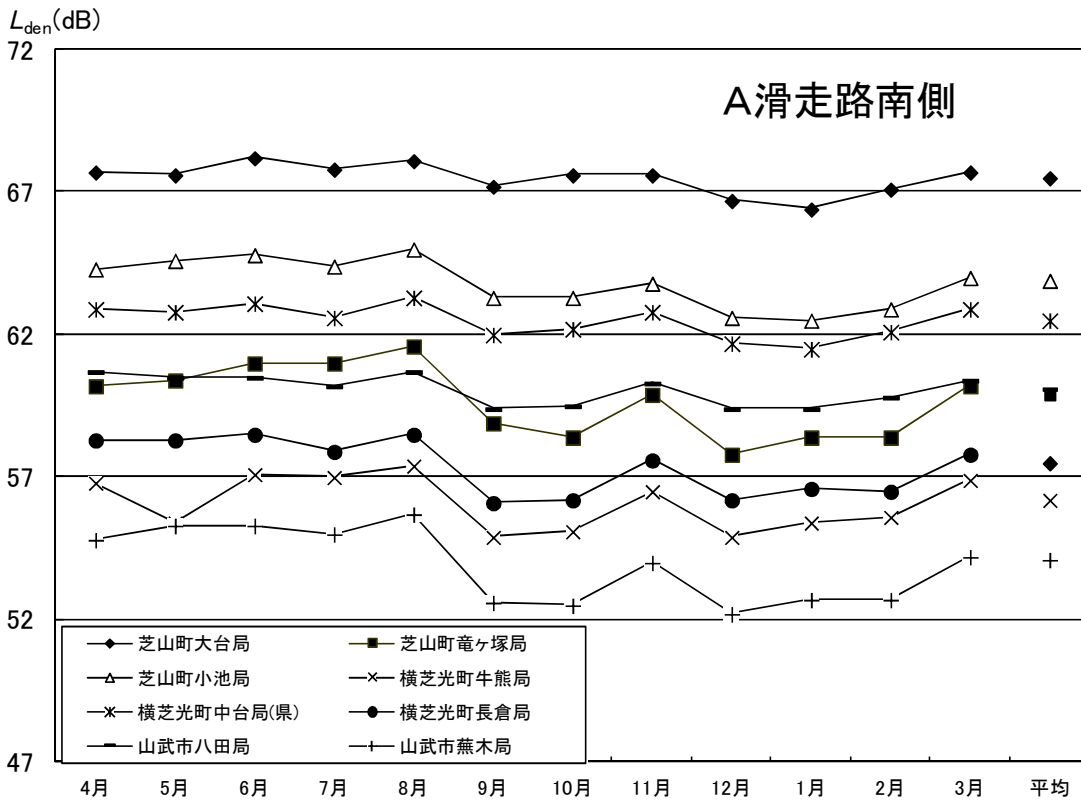
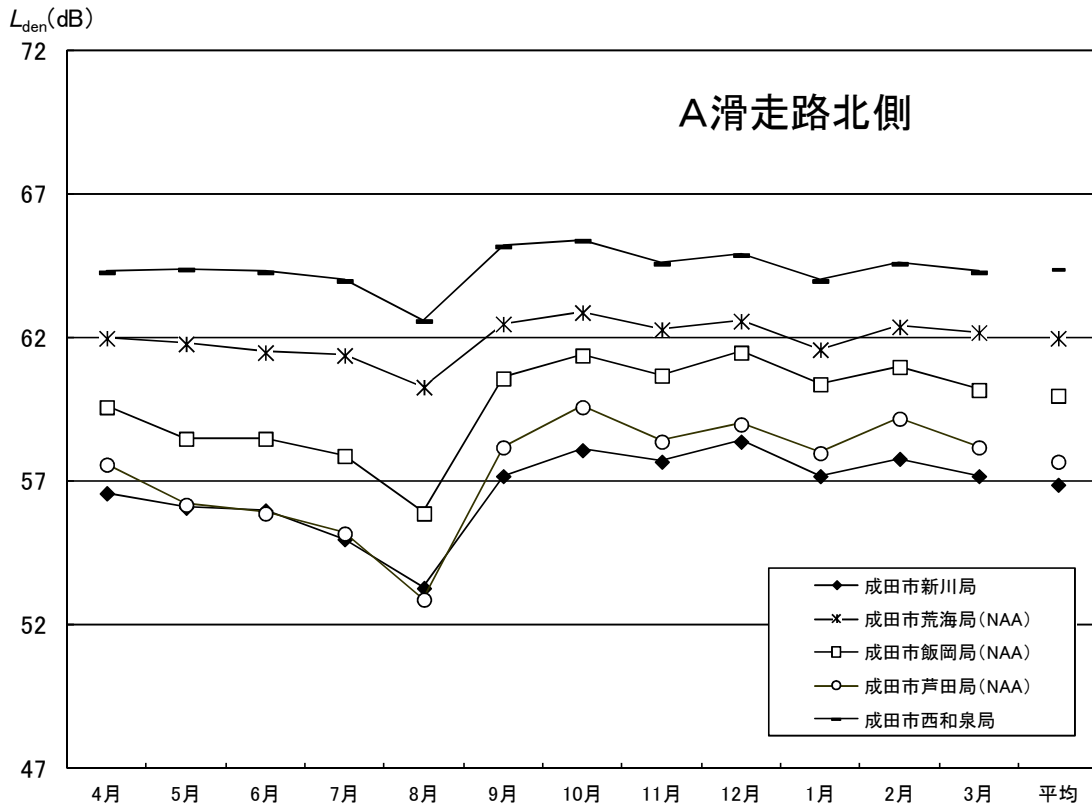


表6 環境基準（ $L_{den}$ ）と旧環境基準（WECPNL）による航空機騒音の評価比較  
（25年度）

（空港北側）

区分	局 No.	所在地	測定局名	環境基準 の類型※1	$L_{den}$		WECPNL(参考値)		測定回数 年平均 回/日	測定機関
					年平均	基準値との 比較※2	年平均	基準値との 比較※2		
A北側 コース 直下	15	成田市	荒海	I 類型	62	×	74.0	×	191	NAA
	16	成田市	荒海橋本	I 類型	62	×	74.1	×	186	成田市
	17	成田市	芦田(成田市)	I 類型	62	×	75.2	×	197	成田市
	18	成田市	西和泉	I 類型	64	×	77.1	×	187	千葉県
	19	成田市	16R	適用除外	72	—	88.3	—	220	NAA
B北側 コース 直下	20	成田市	西大須賀	I 類型	59	×	72.1	×	220	NAA
	21	成田市	四谷	I 類型	58	×	69.5	○	259	千葉県
	22	成田市	高倉	I 類型	62	×	75.5	×	245	千葉県
	23	成田市	土室(千葉県)	I 類型	65	×	80.0	×	234	千葉県
	24	成田市	16L	I 類型	70	×	86.5	×	299	NAA
A北側 コース 西	25	栄町	矢口	I 類型	50	○	61.3	○	141	千葉県
	26	成田市	竜台	I 類型	54	○	64.3	○	160	成田市
	27	成田市	北羽鳥	I 類型	57	○	68.5	○	185	成田市
	28	成田市	北羽鳥北部	I 類型	57	○	66.5	○	155	成田市
	29	成田市	長沼	I 類型	57	○	68.3	○	186	成田市
	30	成田市	芦田(NAA)	I 類型	58	×	68.4	○	186	NAA
	31	成田市	押畑	I 類型	51	○	61.7	○	131	千葉県
	32	成田市	赤荻	I 類型	60	×	70.7	×	181	成田市
	33	成田市	下金山	I 類型	52	○	63.9	○	87	成田市
	34	成田市	野毛平	I 類型	60	×	72.1	×	171	成田市
	35	成田市	馬場	I 類型	56	○	67.2	○	124	成田市
B北側 コース 東	36	成田市	猿山	I 類型	49	○	59.4	○	131	成田市
	37	成田市	滑川	I 類型	56	○	66.7	○	184	千葉県
	38	成田市	内宿	I 類型	54	○	63.5	○	157	NAA
	39	成田市	土室(NAA)	I 類型	56	○	66.3	○	189	NAA
	40	成田市	大室(成田市)	I 類型	57	○	67.9	○	206	成田市
北側谷 間地区	41	成田市	新川	I 類型	57	○	67.6	○	241	千葉県
	42	成田市	水掛	I 類型	56	○	66.7	○	220	成田市
	43	成田市	磯部	I 類型	58	×	69.3	○	200	成田市
	44	成田市	幡谷	I 類型	56	○	66.9	○	230	成田市
	104	成田市	久住	I 類型	58	×	67.6	○	262	NAA
	45	成田市	飯岡	I 類型	60	×	71.4	×	224	NAA
	46	成田市	大生	I 類型	60	×	71.5	×	197	成田市
	47	成田市	成毛	I 類型	57	○	66.7	○	181	成田市
48	成田市	野毛平工業団地	適用除外	60	—	71.3	—	185	成田市	

## (空港側方)

区分	局 No.	所在地	測定局名	環境基準 の類型※1	L <sub>den</sub>		WECPNL(参考値)		測定回数 年平均 回/日	測定機関
					年平均	基準値との 比較※2	年平均	基準値との 比較※2		
空港 側方	49	成田市	遠山	I 類型	59	×	71.3	×	210	成田市
	50	富里市	大和	I 類型	45	○	57.9	○	41	千葉県
	51	成田市	本三里塚	I 類型	59	×	72.8	×	228	成田市
	52	成田市	三里塚小学校	I 類型	61	×	73.8	×	282	NAA
	53	成田市	御料牧場記念館	I 類型	57	○	69.4	○	217	成田市
	54	成田市	三里塚住宅	I 類型	65	×	77.4	×	325	NAA
	55	成田市	本城	I 類型	58	×	70.0	○	214	成田市
	56	成田市	堀之内	I 類型	58	×	70.0	○	183	成田市
	57	成田市	大室(NAA)	I 類型	58	×	69.2	○	234	NAA
	58	成田市	新田(NAA)	I 類型	55	○	68.0	○	195	NAA
	59	成田市	新田(成田市)	I 類型	57	○	69.2	○	199	成田市
	60	多古町	一鍬田	I 類型	53	○	64.9	○	151	NAA
	61	芝山町	梅ノ木	I 類型	53	○	64.3	○	174	千葉県
	62	芝山町	芝山千代田	I 類型	57	○	67.8	○	249	NAA
	63	芝山町	菱田	I 類型	58	×	69.7	○	243	芝山町
	64	芝山町	大里	I 類型	57	○	69.2	○	241	芝山町

## (空港南側)

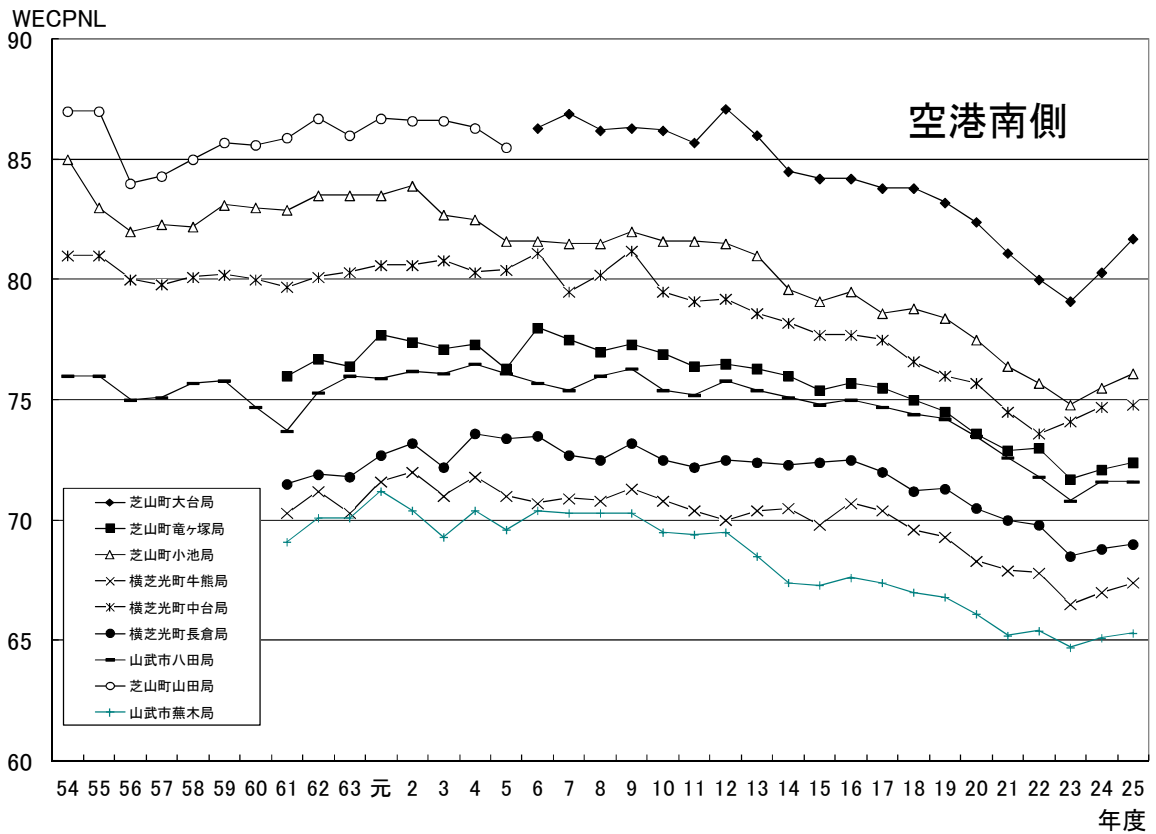
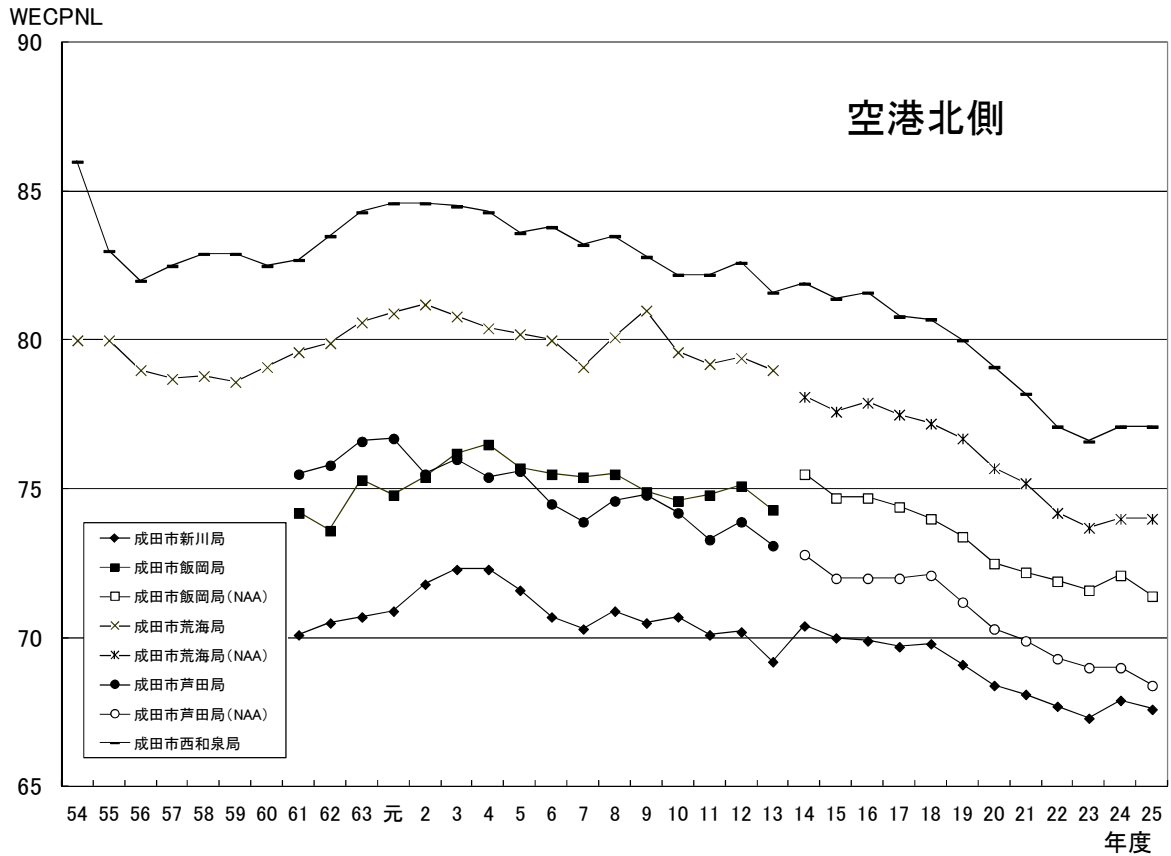
区分	局 No.	所在地	測定局名	環境基準の 類型※1	L <sub>den</sub>		WECPNL(参考値)		測定回数 年平均 回/日	測定機関
					年平均	基準値との 比較※2	年平均	基準値との 比較※2		
A南側 コース 直下	65	芝山町	34L	適用除外	74	—	90.6	—	221	NAA
	66	芝山町	大台	適用除外	68	—	81.7	—	197	千葉県
	67	芝山町	小池	I 類型	64	×	76.1	×	191	千葉県
	68	芝山町	芝山集会場	I 類型	63	×	74.6	×	177	芝山町
	69	横芝光町	中台(千葉県)	I 類型	63	×	74.8	×	186	千葉県
	71	山武市	八田	I 類型	60	×	71.6	×	184	千葉県
	72	山武市	蓮沼	I 類型	56	○	66.9	○	201	NAA
B南側 コース 直下	73	成田市	34R	適用除外	71	—	86.6	—	121	NAA
	74	芝山町	加茂	I 類型	59	×	70.2	×	181	千葉県
	75	多古町	千田	I 類型	58	×	69.5	○	222	NAA
	76	多古町	牛尾	I 類型	57	○	67.9	○	176	NAA
	77	横芝光町	横芝	I 類型	56	○	66.2	○	186	NAA
	78	横芝光町	上塚	I 類型	55	○	65.7	○	174	NAA
A南側 コース 西	79	成田市	南三里塚	I 類型	60	×	73.0	×	243	成田市
	80	芝山町	牧野西	I 類型	50	○	62.6	○	107	芝山町
	81	芝山町	高田西	I 類型	51	○	62.0	○	103	芝山町
	82	芝山町	芝山	I 類型	57	○	67.1	○	173	NAA
	83	芝山町	芝山町役場	I 類型	59	×	70.0	○	184	芝山町
	84	山武市	山室	I 類型	55	○	65.8	○	193	NAA
	85	山武市	古和	I 類型	52	○	63.0	○	164	千葉県
	86	山武市	蕪木	I 類型	54	○	65.3	○	180	千葉県
	87	山武市	松尾	I 類型	57	○	67.9	○	162	NAA
	88	山武市	上横地	I 類型	49	○	59.6	○	154	山武市
	89	山武市	木戸	I 類型	53	○	63.6	○	168	千葉県
B南側 コース 東	90	芝山町	菱田東	I 類型	56	○	66.4	○	180	NAA
	91	多古町	間倉	I 類型	51	○	60.5	○	122	多古町
	92	多古町	喜多	I 類型	52	○	62.0	○	175	NAA
	93	多古町	船越	I 類型	52	○	62.8	○	174	千葉県
	94	横芝光町	宝米	I 類型	55	○	65.6	○	180	千葉県
南側谷 間地区	95	芝山町	芝山東	I 類型	57	○	67.4	○	237	NAA
	96	芝山町	谷	I 類型	60	×	73.1	×	249	芝山町
	97	芝山町	上吹入	I 類型	57	○	68.1	○	257	芝山町
	98	芝山町	高谷	I 類型	56	○	67.2	○	270	芝山町
	99	芝山町	竜ヶ塚	I 類型	60	×	72.4	×	207	千葉県
	100	横芝光町	牛熊	I 類型	56	○	67.4	○	276	千葉県
	101	横芝光町	中台(NAA)	I 類型	58	×	69.4	○	222	NAA
	102	横芝光町	大総	I 類型	56	○	67.0	○	255	NAA
	103	横芝光町	長倉	I 類型	58	×	69.0	○	252	千葉県
環境基準値以下の局数					48		60			
環境基準値超過の局数					36		24			
適用除外局数					5		5			
計					89		89			
環境基準値以下の割合					57.1%		71.4%			

※1 環境基準類型は、航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定である昭和53年千葉県告示第695号に定めた地域の類型。

※2 現旧の環境基準値は次表のとおりであり、達成状況評価は年平均で行う。

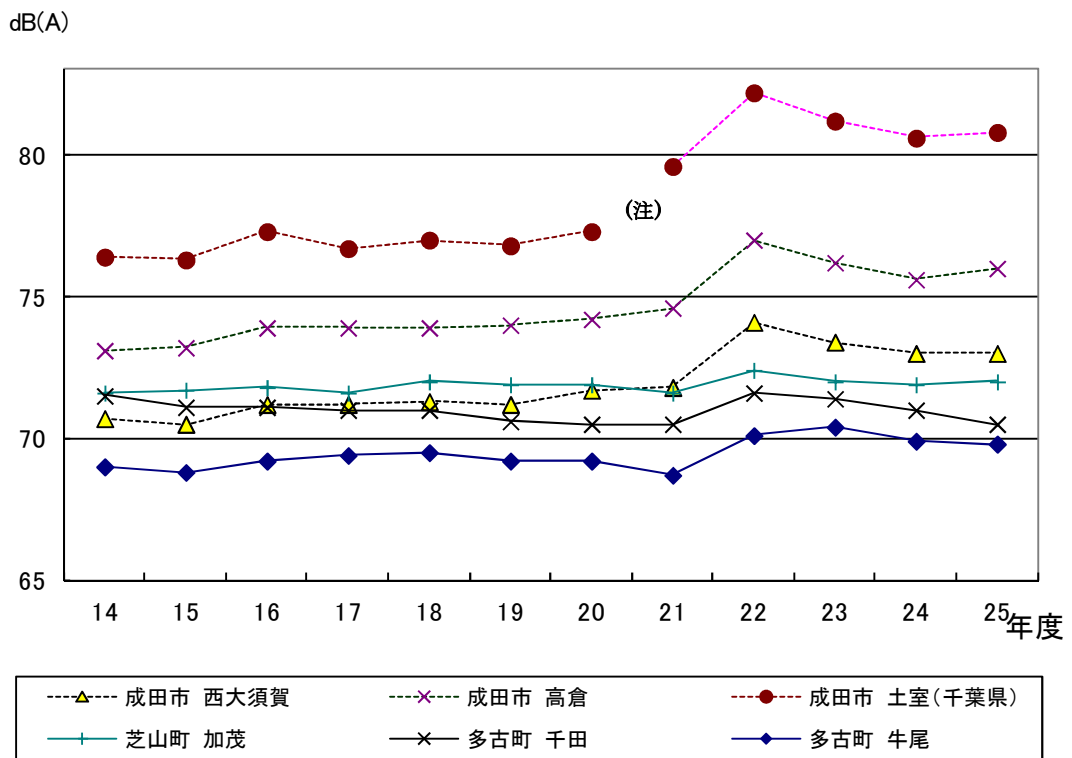
	L <sub>den</sub>	WECPNL
I 類型	57以下	70以下
II 類型	62以下	75以下

図8 A滑走路周辺 年間WECPNLの経年変化



(注) 横芝光町中台局は平成24年度までの中台局(横芝光町)の位置に中台局(千葉県)を移設した。

図9 B滑走路周辺 年間WECPNLの経年変化



(注)土室局(千葉県)は、H21年4月に飛行ルート(南東方向)側に170m移設した。



## 第 2 資 料



# 1 測定局ごとの月間値の推移（25年度）

(空港北側)  $L_{den}$  単位: dB

区分	局No.	所在地	測定局名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	57dB超 過月数	25年度 年間値	環境基準 の類型	達成 状況	騒音 区域
A北側 コース 直下	15	成田市	荒海	62.0	61.8	61.5	61.4	60.3	62.5	62.9	62.3	62.6	61.6	62.4	62.2	12	62	I 類型	×	第1種
	16	成田市	荒海橋本	62.3	62.0	61.9	61.6	60.7	62.9	63.2	62.3	62.4	61.5	62.2	62.2	12	62	I 類型	×	第1種
	17	成田市	芦田(成田市)	62.0	61.6	61.6	61.2	59.8	63.2	63.6	62.8	63.3	62.2	62.7	62.2	12	62	I 類型	×	第1種
	18	成田市	西和泉	64.3	64.4	64.3	64.0	62.6	65.2	65.4	64.6	64.9	64.0	64.6	64.3	12	64	I 類型	×	第2種
	19	成田市	16R	72.3	72.4	72.4	72.4	71.7	73.0	72.8	71.7	71.1	70.3	71.4	71.5	12	72	適用除外	—	無指定
B北側 コース 直下	20	成田市	西大須賀	60.7	60.7	59.7	59.8	60.2	58.7	58.3	59.3	58.2	57.8	58.2	60.2	12	59	I 類型	×	第1種
	21	成田市	四谷	58.9	58.7	57.9	57.9	57.8	57.8	57.8	58.5	58.2	57.5	57.6	58.5	12	58	I 類型	×	第1種
	22	成田市	高倉	63.0	63.4	62.6	63.0	63.3	61.8	60.6	61.6	60.1	59.9	60.1	62.2	12	62	I 類型	×	第1種
	23	成田市	土室(千葉県)	66.2	66.7	65.9	66.4	66.7	64.8	63.6	64.5	62.9	62.8	62.9	65.5	12	65	I 類型	×	第1種
	24	成田市	16L	70.8	71.0	70.3	70.8	71.2	69.5	68.6	69.5	68.3	67.9	68.1	70.2	12	70	I 類型	×	第2種
A北側 コース 西	25	栄町	矢口	49.3	48.5	48.9	47.2	43.3	49.6	51.5	50.9	51.8	50.5	51.5	50.4	0	50	I 類型	○	無指定
	26	成田市	竜台	53.4	53.3	53.7	52.9	50.1	54.3	55.0	53.5	54.6	53.1	54.4	53.8	0	54	I 類型	○	無指定
	27	成田市	北羽鳥	57.0	56.2	56.6	56.0	54.5	57.8	58.2	57.4	57.9	56.9	58.0	57.5	5	57	I 類型	○	無指定
	28	成田市	北羽鳥北部	56.1	55.3	55.5	54.7	52.4	56.8	57.8	57.2	58.1	56.9	57.5	56.8	3	57	I 類型	○	無指定
	29	成田市	長沼	56.6	55.8	56.0	55.3	53.1	58.2	58.8	57.9	58.7	57.3	58.2	57.2	5	57	I 類型	○	無指定
	30	成田市	芦田(NAA)	57.6	56.2	55.9	55.2	52.9	58.2	59.6	58.4	59.0	58.0	59.2	58.2	8	58	I 類型	×	無指定
	31	成田市	押畑	49.7	47.8	48.5	48.1	44.8	51.5	52.5	52.2	53.4	52.1	52.9	51.3	0	51	I 類型	○	無指定
	32	成田市	赤荻	59.1	57.7	58.1	56.6	54.0	60.3	61.2	60.3	61.4	60.4	61.0	60.1	10	60	I 類型	×	第1種
	33	成田市	下金山	51.4	49.3	50.0	48.8	45.5	52.9	53.5	52.7	53.9	52.6	53.7	52.2	0	52	I 類型	○	無指定
	34	成田市	野毛平	59.5	58.5	58.8	58.0	54.9	61.1	62.0	60.9	61.8	60.7	61.6	60.3	11	60	I 類型	×	第1種
	35	成田市	馬場	54.5	52.9	53.7	51.9	48.4	56.2	57.5	56.4	57.5	56.5	57.8	56.0	3	56	I 類型	○	無指定
B北側 コース 東	36	成田市	猿山	48.7	48.5	47.9	47.0	44.5	48.5	49.8	50.7	51.1	50.1	50.3	50.1	0	49	I 類型	○	無指定
	37	成田市	滑川	56.0	56.3	55.5	55.3	54.6	55.1	55.3	56.3	56.2	55.5	55.8	56.6	0	56	I 類型	○	第1種
	38	成田市	内宿	54.2	53.7	52.7	51.0	48.8	53.2	54.2	55.1	55.7	54.4	54.6	55.2	0	54	I 類型	○	第1種
	39	成田市	土室(NAA)	56.0	55.7	54.7	54.0	52.8	55.2	56.0	57.0	57.7	56.2	56.6	57.0	1	56	I 類型	○	第1種
40	成田市	大室(成田市)	56.9	56.5	55.6	55.1	53.8	56.1	56.8	58.4	59.4	58.1	58.5	59.0	5	57	I 類型	○	第1種	
北側 谷間 地区	41	成田市	新川	56.6	56.1	56.0	55.0	53.3	57.2	58.1	57.7	58.4	57.2	57.8	57.2	4	57	I 類型	○	無指定
	42	成田市	水掛	55.9	54.8	54.5	53.4	50.8	56.0	57.2	57.3	58.2	57.2	57.8	57.1	2	56	I 類型	○	無指定
	43	成田市	磯部	57.7	56.6	56.5	55.7	53.7	58.5	59.4	58.8	59.5	58.3	59.1	58.3	8	58	I 類型	×	第1種
	44	成田市	幡谷	56.5	55.4	54.1	53.4	51.3	56.0	56.8	57.4	58.6	57.4	57.9	57.5	3	56	I 類型	○	無指定
	104	成田市	久住	57.2	56.4	55.9	55.4	53.2	57.7	58.5	58.3	59.1	57.9	58.8	58.2	7	58	I 類型	×	無指定
	45	成田市	飯岡	59.6	58.5	58.5	57.9	55.9	60.6	61.4	60.7	61.5	60.4	61.0	60.2	11	60	I 類型	×	第1種
	46	成田市	大生	59.4	58.7	58.5	57.8	55.6	60.5	61.1	60.4	61.2	60.2	60.9	60.1	11	60	I 類型	×	第1種
	47	成田市	成毛	55.9	55.1	54.9	52.7	49.6	56.3	57.7	57.5	58.7	57.5	58.0	57.1	5	57	I 類型	○	無指定
48	成田市	野毛平工業団地	59.3	58.1	57.9	57.2	53.7	60.2	61.3	60.7	61.9	60.7	61.5	60.5	10	60	適用除外	—	第1種	

(空港側方)  $L_{den}$  単位: dB

区分	局No.	所在地	測定局名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	57dB超 過月数	25年度 年間値	環境基準 の類型	達成 状況	騒音 区域
空港 側方	49	成田市	遠山	58.4	56.6	56.9	56.4	54.8	58.5	59.7	59.0	60.0	58.9	60.6	59.0	8	59	I 類型	×	第1種
	50	富里市	大和	45.7	42.2	41.3	40.2	35.6	44.8	47.1	45.9	47.8	44.7	48.5	46.1	0	45	I 類型	○	無指定
	51	成田市	本三里塚	59.3	57.5	58.1	56.5	54.7	58.8	60.1	58.5	59.0	58.3	60.6	58.8	10	59	I 類型	×	第1種
	52	成田市	三里塚小学校	61.6	60.4	60.9	59.5	58.5	61.3	62.1	61.1	60.3	59.5	61.7	60.7	12	61	I 類型	×	第1種
	53	成田市	御料牧場記念館	57.3	55.9	56.0	55.2	54.8	56.3	57.4	57.4	56.4	55.9	57.5	56.6	1	57	I 類型	○	無指定
	54	成田市	三里塚住宅	65.5	64.8	64.9	64.4	63.9	64.6	65.3	65.3	64.4	63.9	65.4	64.9	12	65	I 類型	×	第1種
	55	成田市	本城	58.5	57.5	57.6	56.8	56.1	56.9	57.9	59.0	58.3	57.1	58.9	57.9	8	58	I 類型	×	無指定
	56	成田市	堀之内	58.2	56.1	55.9	55.2	53.4	58.0	59.1	59.2	60.2	59.3	60.1	59.0	8	58	I 類型	×	第1種
	57	成田市	大室(NAA)	58.2	57.6	56.3	55.5	54.5	57.4	57.9	59.1	59.4	58.6	58.5	59.1	8	58	I 類型	×	第1種
	58	成田市	新田(NAA)	55.6	53.3	51.4	51.6	52.4	51.7	53.0	57.1	56.4	56.7	54.6	56.7	0	55	I 類型	○	第1種
	59	成田市	新田(成田市)	57.2	55.4	54.0	54.2	55.0	53.8	54.8	58.7	57.7	58.0	56.7	58.1	4	57	I 類型	○	第1種
	60	多古町	一鍬田	54.0	53.9	53.0	53.2	54.3	51.1	51.1	54.2	53.1	54.0	52.3	54.6	0	53	I 類型	○	第1種
	61	芝山町	梅ノ木	53.8	53.9	53.2	53.2	54.2	51.8	52.0	54.2	52.9	53.7	52.2	54.0	0	53	I 類型	○	無指定
	62	芝山町	芝山千代田	58.6	56.7	55.8	56.1	56.4	54.1	55.7	58.8	58.1	57.8	56.9	59.2	5	57	I 類型	○	無指定
	63	芝山町	菱田	59	58	57.9	58	58	57	57.6	58.7	58.3	58.4	58	59	11	58	I 類型	×	第1種
	64	芝山町	大里	58.5	57.7	57.2	57.2	57.5	54.8	55.6	58.1	57.0	57.4	56.8	58.7	5	57	I 類型	○	無指定

(空港南側) L<sub>den</sub> 単位: dB

区分	局No.	所在地	測定局名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	57dB超 過月数	25年度 年間値	環境基準 の類型	達成 状況	騒音 区域
A南側 コース 直下	65	芝山町	34L	75.0	74.4	75.1	74.4	75.0	74.3	74.6	74.3	73.7	73.0	74.1	74.7	12	74	適用除外	—	無指定
	66	芝山町	大台	67.7	67.6	68.2	67.8	68.1	67.2	67.6	66.7	66.4	67.1	67.7	12	68	適用除外	—	第3種	
	67	芝山町	小池	64.3	64.6	64.8	64.4	65.0	63.3	63.3	63.8	62.6	62.5	62.9	64.0	12	64	I 類型	×	第1種
	68	芝山町	芝山集会場	63.1	62.8	63.1	62.4	62.8	61.8	62.5	62.8	62.1	61.8	62.6	63.1	12	63	I 類型	×	第1種
	69	横芝光町	中台(千葉県)	62.9	62.8	63.1	62.6	63.3	62.0	62.2	62.8	61.7	61.5	62.1	62.9	12	63	I 類型	×	第1種
	71	山武市	八田	60.7	60.5	60.5	60.2	60.7	59.4	59.5	60.3	59.4	59.4	59.8	60.4	12	60	I 類型	×	第1種
	72	山武市	蓮沼	56.4	55.9	56.2	55.9	56.2	55.1	55.6	56.3	55.8	55.5	56.0	56.2	0	56	I 類型	○	無指定
B南側 コース 直下	73	成田市	34R	70.6	68.8	69.6	69.2	69.2	71.2	72.0	71.1	71.4	70.8	71.6	71.2	12	71	適用除外	—	無指定
	74	芝山町	加茂	58.8	57.5	57.7	57.2	57.1	59.0	59.8	59.3	59.8	59.3	59.9	59.5	10	59	I 類型	×	第1種
	75	多古町	千田	58.1	56.7	56.6	56.3	55.4	57.7	58.3	58.0	58.2	57.9	58.7	58.4	8	58	I 類型	×	第1種
	76	多古町	牛尾	57.4	55.9	55.7	55.3	54.9	57.0	57.8	57.7	58.0	57.6	58.3	57.8	6	57	I 類型	○	無指定
	77	横芝光町	横芝	55.8	54.2	54.5	54.1	53.9	55.4	56.0	56.1	56.4	56.2	56.8	56.2	0	56	I 類型	○	無指定
	78	横芝光町	上塚	55.4	53.9	54.0	53.5	53.1	54.7	55.6	55.8	56.3	55.8	56.6	56.0	0	55	I 類型	○	無指定
A南側 コース 西	79	成田市	南三里塚	60.9	60.3	60.2	60.1	60.5	58.4	59.0	59.6	58.6	58.3	59.3	60.1	12	60	I 類型	×	第1種
	80	芝山町	牧野西	51.7	51.7	51.5	51.4	51.9	48.8	48.2	50.3	47.7	47.8	48.7	50.6	0	50	I 類型	○	無指定
	81	芝山町	高田西	52.5	52.8	52.4	52.3	52.9	49.1	48.9	50.9	47.9	49.2	49.3	51.7	0	51	I 類型	○	無指定
	82	芝山町	芝山	58.0	58.2	57.7	57.6	58.5	55.2	54.7	56.6	54.1	54.8	55.2	57.3	5	57	I 類型	○	第1種
	83	芝山町	芝山町役場	59.5	60.0	59.8	59.7	60.6	57.2	57.2	58.6	56.5	57.3	57.5	59.2	8	59	I 類型	×	第1種
	84	山武市	山室	56.0	56.2	56.0	55.8	56.5	53.3	53.0	54.5	52.5	53.1	53.5	55.4	0	55	I 類型	○	無指定
	85	山武市	古和	52.7	53.2	53.2	52.7	53.3	49.7	49.9	51.6	49.7	50.3	50.3	52.0	0	52	I 類型	○	無指定
	86	山武市	無木	54.8	55.3	55.3	55.0	55.7	52.6	52.5	54.0	52.2	52.7	52.7	54.2	0	54	I 類型	○	無指定
	87	山武市	松尾	57.2	57.2	57.3	57.0	57.4	56.0	56.5	57.4	56.2	56.2	56.7	57.4	0	57	I 類型	○	無指定
	88	山武市	上横地	50.2	49.8	50.7	50.0	50.4	47.3	47.8	49.2	47.7	48.0	48.4	49.7	0	49	I 類型	○	無指定
	89	山武市	木戸	53.6	53.3	54.0	53.7	54.3	52.2	52.6	53.3	52.6	52.4	52.8	53.3	0	53	I 類型	○	無指定
B南側 コース 東	90	芝山町	菱田東	56.1	55.1	54.9	54.9	55.5	54.6	55.0	56.3	55.8	55.9	55.7	56.3	0	56	I 類型	○	第1種
	91	多古町	間倉	51.9	52.0	51.0	50.7	51.6	48.8	48.6	51.1	50.0	51.2	49.7	51.2	0	51	I 類型	○	無指定
	92	多古町	喜多	52.0	51.1	52.0	51.9	52.1	51.7	51.9	52.5	51.9	52.2	52.2	52.8	0	52	I 類型	○	無指定
	93	多古町	船越	51.9	51.2	51.1	51.1	51.5	51.2	51.8	52.8	52.4	52.7	52.6	52.8	0	52	I 類型	○	無指定
	94	横芝光町	宝米	54.9	53.0	53.6	53.3	53.0	54.5	55.3	55.7	56.1	55.7	56.1	55.5	0	55	I 類型	○	無指定
南側 谷間 地区	95	芝山町	芝山東	57.4	56.9	57.0	56.9	57.5	55.6	55.3	56.8	55.3	56.0	55.8	57.2	1	57	I 類型	○	無指定
	96	芝山町	谷	62.3	60.9	60.9	61.1	61.8	58.8	57.8	59.9	56.9	58.2	57.7	60.6	11	60	I 類型	×	第1種
	97	芝山町	上吹入	57.8	56.8	57.7	57.8	58.4	55.9	55.3	57.1	55.3	56.0	56.0	57.6	5	57	I 類型	○	無指定
	98	芝山町	高谷	56.2	54.4	55.9	56.2	56.8	55.5	55.5	56.5	55.8	56.1	56.4	57.0	0	56	I 類型	○	無指定
	99	芝山町	竜ヶ塚	60.2	60.4	61.0	61.0	61.6	58.9	58.4	59.9	57.8	58.4	58.4	60.2	12	60	I 類型	×	第1種
	100	横芝光町	牛熊	56.8	55.4	57.1	57.0	57.4	54.9	55.1	56.5	54.9	55.4	55.6	56.9	0	56	I 類型	○	無指定
	101	横芝光町	中台(NAA)	58.9	58.9	58.7	58.4	58.9	56.1	56.4	57.8	55.9	56.6	56.6	58.3	7	58	I 類型	×	第1種
	102	横芝光町	大総	57.0	56.3	55.9	55.5	55.9	55.4	55.9	56.6	56.1	56.0	56.4	56.6	0	56	I 類型	○	無指定
	103	横芝光町	長倉	58.3	58.3	58.5	57.9	58.5	56.1	56.2	57.6	56.2	56.6	56.5	57.8	7	58	I 類型	×	無指定

環境基準達成局数	48
非達成局数	36
適用除外局数	5
計	89
環境基準達成率(%)	57.1%

(注)環境基準の適合状況の評価は年平均値で行う。



(空港南側) 単位:WECPNL

区分	局No.	所在地	測定局名	騒音区域	環境基準の類型																							
						H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
A南側コース直下	65	芝山町	34L	無指定	適用除外	95.6	94.9	94.7	94.7	94.7	95.5	94.6	94.4	94.1	93.4	93.9	93.5	93.8	93.6	93.1	92.8	91.8	90.6	90	88.3	89.6	90.6	
	66	芝山町	大台	第3種	適用除外			86	87	86	86	86	86	87	86	84	84	84	84	84	83	82	81	80.0	79.1	80.3	81.7	
	67	芝山町	小池	第1種	I 類型	82.5	81.6	81.6	81.5	81.5	82.0	81.6	81.6	81.5	81.0	79.6	79.1	79.5	78.6	78.8	78.4	77.5	76.4	75.7	74.8	75.5	76.1	
	68	芝山町	芝山集会場	第1種	I 類型						80.8	80.9	80.6	80.7	80.0	79.3	77.7	78.0	78.0	77.5	77.1	76.5	75.3	74.1	73	74.1	74.6	
	69	横芝光町	中台(千葉県)	第1種	I 類型	80.3	80.4	81.1	79.5	80.2	81.2	79.5	79.1	79.2	78.6	78.2	77.7	77.7	77.5	76.6	76.0	75.7	74.5	73.6	72	73.0	74.8	
	70	横芝光町	中台(横芝光町)	第1種	I 類型						79.1	79.1	79.4	79.4	78.5	78.0	77.8	77.7	77.9	77.3	77.1	76.3	75.5	74.7	74.1	74.7		
	71	山武市	八田	第1種	I 類型	76.5	76.1	75.7	75.4	76.0	76.3	75.4	75.2	75.8	75.4	75.1	74.8	75.0	74.7	74.4	74.2	73.5	72.6	71.8	70.8	71.6	71.6	
	72	山武市	蓮沼	無指定	I 類型	71.3	71.5	71.7	71.8	71.7	72.0	70.7	70.9	71.1	70.9	70.6	70.2	70.7	70.5	70.2	69.7	68.9	65.9	67.6	66.5	66.6	66.9	
B南側コース直下	73	成田市	34R	無指定	適用除外																							
	74	芝山町	加茂	第1種	I 類型																							
	75	多古町	千田	第1種	I 類型																							
	76	多古町	牛尾	無指定	I 類型																							
	77	横芝光町	横芝	無指定	I 類型																							
	78	横芝光町	上塚	無指定	I 類型																							
A南側コース西	79	成田市	南三里塚	第1種	I 類型	75.1	74.6	75.8	75.6	75.6	76.3	76.1	75.6	75.5	75.5	74.5	74.0	75.0	75.6	74.8	74.7	73.8	73.2	73.5	72.7	73.3	73.0	
	80	芝山町	牧野西	無指定	I 類型							71.1	71.2	70.2	71.1	70.5	69.4	64.6	65.2	65.0	64.6	63.8	63.1	62.0	62.5	61.6	62.0	62.6
	81	芝山町	高田西	無指定	I 類型							73.8	72.7	71.7	72.1	71.7	70.5	63.4	63.9	63.8	62.9	62.4	61.5	60.3	61.0	60.3	60.7	62.0
	82	芝山町	芝山	第1種	I 類型	73.2	72.4	72.6	72.3	72.3	72.9	71.9	72.0	72.1	71.3	69.1	69.1	69.4	69.3	68.7	68.4	67.6	67.0	67.3	66.6	66.7	67.1	
	83	芝山町	芝山町役場	第1種	I 類型							75.3	74.0	73.6	74.1	73.4	72.0	72.0	72.2	72.2	71.6	71.3	70.4	69.5	69.5	69.2	69.5	70.0
	84	山武市	山室	無指定	I 類型	71.3	71.2	71.7	71.5	70.9	71.1	70.2	70.4	70.3	69.5	67.7	67.6	67.7	68.0	67.9	67.6	66.8	66.0	66.1	65.5	65.6	65.8	
	85	山武市	古和	無指定	I 類型																							
	86	山武市	蕪木	無指定	I 類型	70.4	69.6	70.4	70.3	70.3	70.3	69.5	69.4	69.5	68.5	67.4	67.3	67.6	67.4	67.0	66.8	66.1	65.2	65.4	64.7	65.1	65.3	
	87	山武市	松尾	無指定	I 類型	73.1	72.9	73.1	72.8	72.9	73.0	72.1	72.1	72.5	71.8	70.3	70.1	70.5	70.5	70.3	70.1	69.2	68.2	67.7	67.0	67.2	67.9	
	88	山武市	上横地	無指定	I 類型																							
89	山武市	木戸	無指定	I 類型																								
90	山武市	松尾支所	無指定	I 類型							72.5	72.0	72.3	72.0	71.5	70.4	70.4	70.7	70.1	69.8	69.7	68.9	68.5					
B南側コース東	90	芝山町	菱田東	第1種	I 類型																							
	91	多古町	間倉	無指定	I 類型																							
	92	多古町	喜多	無指定	I 類型																							
	93	多古町	船越	無指定	I 類型																							
94	横芝光町	宝米	無指定	I 類型																								
南側谷間地区	95	芝山町	芝山東	無指定	I 類型	68.1	68.1	68.6	68.7	68.5	69.1	68.2	68.5	68.6	68.7	68.9	68.8	69.3	68.8	68.7	68.9	68.0	67.8	67.6	66.9	67.1	67.4	
	96	芝山町	谷	第1種	I 類型																							
	97	芝山町	上吹入	無指定	I 類型																							
	98	芝山町	高谷	無指定	I 類型																							
	99	芝山町	竜ヶ塚	第1種	I 類型	77.3	76.3	78.0	77.5	77.0	77.3	76.9	76.4	76.5	76.3	76.0	75.4	75.7	75.5	75.0	74.5	73.6	72.9	73.0	71.7	72.1	72.4	
	100	横芝光町	牛熊	無指定	I 類型	71.8	71.0	70.7	70.9	70.8	71.3	70.8	70.4	70.0	70.4	70.5	69.8	70.7	70.4	69.6	69.3	68.3	67.9	67.8	66.5	67.0	67.4	
	101	横芝光町	中台(NAA)	第1種	I 類型	73.9	73.8	73.7	74.0	73.6	74.0	73.6	73.1	72.6	73.0	73.1	72.5	72.9	72.6	72.2	71.9	70.9	70.6	71	69	69	69.4	
	102	横芝光町	大総	無指定	I 類型	67.6	67.9	68.0	68.2	67.8	68.0	67.6	67.6	67.2	67.9	68.5	68.3	68.7	68.3	68.1	68.1	68.1	67.5	67.5	68.0	67	67	67.0
	103	横芝光町	長倉	無指定	I 類型	73.6	73.4	73.5	72.7	72.5	73.2	72.5	72.2	72.5	72.4	72.3	72.4	72.5	72.0	71.2	71.3	70.5	70.0	70	69	69	69.0	
環境基準達成局数						7	8	8	8	7	10	11	10	12	13	34	42	39	39	42	45	49	56	58	58	59		
非達成局数						34	33	34	33	34	42	41	41	40	39	48	41	44	44	41	39	35	29	28	26	26	26	
適応除外局数						3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
計						44	44	45	45	45	56	56	55	56	56	86	88	88	88	88	88	89	89	90	91	89	90	
環境基準達成率																												

※平成13年度までの環境基準達成率は、「航空機騒音実態調査」により算出。(次項を参照)

### 3 航空機騒音実態調査(平成13年度まで)の結果に基づく環境基準達成率の経年変化

年度	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
調査地点数	67	67	67	67	67	69	65	64	66	77 (69)
達成地点数	22	22	27	28	30	25	23	22	21	39 (31)
達成率(%)	33	36	40	42	45	36	35	34	32	50.6 (44.9)

(注)平成13年度の( )内は、未供用の暫定平行滑走路周辺8地点を含まない結果

4 継続固定測定局における測定結果の経年変化（WECPNL：13局）

単位：WECPNL

区分	局No.	測定局名	S 54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H 元	2	3	4	5	6	7	8		
A 滑走路北側	41	新川局								70.1	70.5	70.7	70.9	71.8	72.3	72.3	71.6	70.7	70.3	70.9		
		(旧)飯岡局								74.2	73.6	75.3	74.8	75.4	76.2	76.5	75.7	75.5	75.4	75.5		
	45	飯岡局																				
		(旧)荒海局	80	80	79	78.7	78.8	78.6	79.1	79.6	79.9	80.6	80.9	81.2	80.8	80.4	80.2	80.0	79.1	80.1		
	15	荒海局																				
		(旧)芦田局									75.5	75.8	76.6	76.7	75.5	76.0	75.4	75.6	74.5	73.9	74.6	
	30	芦田局(NAA)																				
18	西和泉局	86	83	82	82.5	82.9	82.9	82.5	82.7	83.5	84.3	84.6	84.6	84.5	84.3	83.6	83.8	83.2	83.5			
A 滑走路南側	66	大台局																86.3	86.9	86.2		
	99	竜ヶ塚局								76.0	76.7	76.4	77.7	77.4	77.1	77.3	76.3	78.0	77.5	77.0		
	67	小池局	85	83	82	82.3	82.2	83.1	83.0	82.9	83.5	83.5	83.5	83.9	82.7	82.5	81.6	81.6	81.5	81.5		
	100	牛熊局								70.3	71.2	70.3	71.6	72.0	71.0	71.8	71.0	70.7	70.9	70.8		
	70	中台局(横芝光町)	81	81	80	79.8	80.1	80.2	80.0	79.7	80.1	80.3	80.6	80.6	80.8	80.3	80.4	81.1	79.5	80.2		
	103	長倉局									71.5	71.9	71.8	72.7	73.2	72.2	73.6	73.4	73.5	72.7	72.5	
	71	八田局	76	76	75	75.1	75.7	75.8	74.7	73.7	75.3	76.0	75.9	76.2	76.1	76.5	76.1	75.7	75.4	76.0		
		(旧)山田局	87	87	84	84.3	85.0	85.7	85.6	85.9	86.7	86.0	86.7	86.6	86.6	86.3	85.5					
86	蕪木局									69.1	70.1	70.1	71.2	70.4	69.3	70.4	69.6	70.4	70.3	70.3		

区分	局No.	測定局名	9	10	H 11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25		
A 滑走路北側	41	新川局	70.5	70.7	70.1	70.2	69.2	70.4	70.0	69.9	69.7	69.8	69.1	68.4	68.1	67.7	67.3	67.9	67.6		
		(旧)飯岡局	74.9	74.6	74.8	75.1	74.3														
	45	飯岡局						75.5	74.7	74.7	74.4	74.0	73.4	72.5	72.2	71.9	71.6	72.1	71.4		
		(旧)荒海局	81.0	79.6	79.2	79.4	79.0														
	15	荒海局						78.1	77.6	77.9	77.5	77.2	76.7	75.7	75.2	74.2	73.7	74.0	74.0		
		(旧)芦田局	74.8	74.2	73.3	73.9	73.1														
	30	芦田局(NAA)						72.8	72.0	72.0	72.0	72.1	71.2	70.3	69.9	69.3	69.0	69.0	68.4		
18	西和泉局	82.8	82.2	82.2	82.6	81.6	81.9	81.4	81.6	80.8	80.7	80.0	79.1	78.2	77.1	76.6	77.1	77.1			
A 滑走路南側	66	大台局	86.3	86.2	85.7	87.1	86.0	84.5	84.2	84.2	83.8	83.8	83.2	82.4	81.1	80.0	79.1	80.3	81.7		
	99	竜ヶ塚局	77.3	76.9	76.4	76.5	76.3	76.0	75.4	75.7	75.5	75.0	74.5	73.6	72.9	73.0	71.7	72.1	72.4		
	67	小池局	82.0	81.6	81.6	81.5	81.0	79.6	79.1	79.5	78.6	78.8	78.4	77.5	76.4	75.7	74.8	75.5	76.1		
	100	牛熊局	71.3	70.8	70.4	70.0	70.4	70.5	69.8	70.7	70.4	69.6	69.3	68.3	67.9	67.8	66.5	67.0	67.4		
	70*	中台局(横芝光町)	81.2	79.5	79.1	79.2	78.6	78.2	77.7	77.7	77.5	76.6	76.0	75.7	74.5	73.6	74.1	74.7	74.8		
	103	長倉局	73.2	72.5	72.2	72.5	72.4	72.3	72.4	72.5	72.0	71.2	71.3	70.5	70.0	69.8	68.5	68.8	69.0		
	71	八田局	76.3	75.4	75.2	75.8	75.4	75.1	74.8	75.0	74.7	74.4	74.2	73.5	72.6	71.8	70.8	71.6	71.6		
		(旧)山田局																			
86	蕪木局	70.3	69.5	69.4	69.5	68.5	67.4	67.3	67.6	67.4	67.0	66.8	66.1	65.2	65.4	64.7	65.1	65.3			

注1 54～56年度の結果は、整数で表示

注2 (旧)山田局は平成6年2月に大台局へ移転したので、5年度の測定結果は4月から1月までの平均値

注3 平成24年度で70 中台局(横芝光町)は廃止となり、同じ位置に69 中台局(千葉県)が移動した。

5 継続固定測定局における測定結果の経年変化（騒音ピークレベルのパワー平均値：13局）

単位：dB(A)

区分	局 No.	測定局名	S										H 元	2									
			54	55	56	57	58	59	60	61	62	63		2	3	4	5	6	7	8			
A 滑走路 北側	41	新川局										73.9	73.3	73.1	73.0	73.9	74.4	74.5	73.6	72.9	72.5	73.1	
		(旧)飯岡局										77.5	76.5	77.5	76.9	77.4	78.2	78.6	77.7	77.6	77.5	77.6	
	45	飯岡局																					
		(旧)荒海局	84	84	83	83.3	83.3	82.7	83.1	83.2	82.8	82.9	83.1	83.3	82.9	82.3	82.2	82.2	81.6	82.3			
	15	荒海局																					
		(旧)芦田局											78.7	78.5	78.8	78.7	77.5	77.7	77.5	77.4	76.6	76.1	76.7
	30	芦田局(NAA)																					
	18	西和泉局	90	88	87	87.1	87.4	87.2	86.6	86.3	86.5	86.7	86.8	86.8	86.7	85.5	85.7	86.1	85.7	85.8			
A 滑走路 南側	66	大台局																	88.0	88.6	87.9		
	99	竜ヶ塚局									78.4	78.7	77.7	79.0	78.8	78.5	78.6	77.9	79.5	79.1	78.5		
	67	小池局	88	86	86	85.8	85.5	85.9	85.4	85.3	85.6	84.9	84.7	85.3	84.0	83.7	83.2	83.1	83.1	83.1	83.1		
	100	牛熊局									72.7	73.2	71.9	73.1	73.6	72.5	73.3	72.6	72.3	72.5	72.5		
	70	中台局(横芝光町)	84	84	83	83.1	83.4	83.0	82.5	82.2	82.2	81.8	81.9	82.0	82.3	81.7	82.0	82.6	81.2	82.0			
	103	長倉局									74.0	74.0	73.2	74.9	74.6	73.6	74.9	74.9	75.0	74.3	74.1		
	71	八田局	79	78	78	78.4	79.1	78.7	77.2	76.1	77.3	77.5	77.2	77.6	77.6	77.9	77.7	77.3	77.1	77.7			
		(旧)山田局	90	90	88	87.6	88.3	88.5	88.0	88.2	88.7	87.3	88.0	87.9	88.0	87.6	87.1						
	86	蕪木局									71.3	72.0	71.4	72.3	71.8	70.7	71.7	71.1	71.8	71.9	71.8		

区分	局 No.	測定局名	S										2										
			9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25				
A 滑走路 北側	41	新川局	72.6	72.9	71.9	72.2	71.4	71.1	71.0	70.4	70.2	70.3	69.8	69.6	69.3	68.9	68.6	68.6	67.9				
		(旧)飯岡局	76.9	76.7	76.2	77.1	76.4																
	45	飯岡局						76.3	76.0	75.6	75.4	75.0	74.4	73.8	73.5	73.7	73.0	72.8	72.1				
		(旧)荒海局	83.2	81.7	81.1	81.4	81.1																
	15	荒海局						79.6	79.3	79.3	78.8	78.6	78.1	77.4	77.1	76.3	75.8	75.6	75.5				
		(旧)芦田局	76.7	76.3	75.0	76.0	75.3																
	30	芦田局(NAA)						74.2	73.7	73.4	73.4	73.6	72.8	72.1	72.0	71.8	71.3	70.9	70.1				
	18	西和泉局	85.0	84.4	84.1	84.6	83.7	83.5	83.3	83.3	82.3	82.2	81.6	81.0	80.3	79.5	78.9	78.8	78.8				
A 滑走路 南側	66	大台局	87.9	87.9	87.0	88.7	87.6	86.1	86.0	85.8	85.8	85.2	84.6	83.9	83.0	82.1	81.4	82.0	83.1				
	99	竜ヶ塚局	78.7	78.6	77.7	78.1	77.9	77.0	76.5	76.7	76.2	75.8	75.4	74.7	74.3	75.0	73.8	73.6	73.5				
	67	小池局	83.6	83.1	83.1	83.1	82.5	81.2	80.9	81.1	80.0	80.2	79.8	79.0	78.2	77.9	77.2	77.3	77.5				
	100	牛熊局	72.8	72.8	71.7	71.7	72.0	70.9	70.3	70.9	70.4	69.7	69.5	68.7	68.5	68.3	67.3	67.2	67.4				
	70*	中台局(横芝光町)	82.8	81.2	80.6	80.8	80.2	79.8	79.6	79.3	78.9	78.1	77.5	77.3	76.6	76.2	76.6	76.6	76.4				
	103	長倉局	74.7	74.2	73.5	74.1	74.0	72.8	72.9	72.6	72.0	71.1	71.4	70.7	70.5	70.2	69.2	69.0	69.1				
	71	八田局	77.9	77.1	76.6	77.5	77.1	76.2	75.9	75.7	75.2	75.0	74.6	74.0	73.4	72.7	72.0	72.3	73.1				
		(旧)山田局																					
	86	蕪木局	71.8	71.2	70.7	71.1	70.1	68.9	69.0	69.1	68.7	68.4	68.2	67.6	67.2	67.7	67.2	67.2	67.0				

注1 54～56年度の結果は、整数で表示

注2 (旧)山田局は平成6年2月に大台局へ移転したので、5年度の測定結果は4月から1月までの平均値

注3 平成24年度で70 中台局(横芝光町)は廃止となり、同じ位置に69 中台局(千葉県)が移動した。



## 6 平成13年度までの実態調査継続地点におけるWECPNLの経年変化

年度 項目	騒音 区域	昭和 53		54		55		56		57		58		59		60		61		62		63		平成 元		2		3		4			
		夏 季	秋 季	冬 季	夏 季	冬 季	夏 季	冬 季	夏 季	冬 季	夏 季	冬 季	夏 季	冬 季	夏 季	冬 季	夏 季	冬 季	夏 季	冬 季	夏 季	冬 季	夏 季	冬 季	夏 季	冬 季	夏 季	冬 季	夏 季	冬 季			
		A 滑 走 路 北 側	磯部共同利用施設 ／磯部測定局	1	73	75	77	68	73	73	72	66	73	70	71	72	72	69	71	68	71	68	73	68	71	73	74	68	74	72	74	72	75
	芦田共同利用施設	1	82	83	79	78	78	80	75	74	78	77	75	81	77	79	77	76	79	77	78	77	78	83	79	79	82	80	78	79	81	81	80
	芦田測定局 (成田市)	1																															
	北側平均		78	79	78	73	76	77	74	70	76	74	73	77	75	74	74	72	75	73	76	73	75	78	77	74	78	76	76	76	78	77	78
A 滑 走 路 南 側	岩山共同利用施設	1	83	76	85	83	81	78	80	81	75	80	78	77	77	82	78	82	80	82	76	83	81	79	77	85	74	85	70	82	77	81	71
	谷測定局	1																															
	小池共同利用施設 ／小池測定局	1	84	82	86	85	81	83	81	84	79	83	78	82	79	86	81	86	82	86	80	85	83	83	79	85	81	86	78	83	81	83	80
	芝山集会場 ／芝山集会場測定局	1	82	83	85	83	81	82	82	81	78	81	79	80	79	83	81	81	80	83	79	82	81	83	81	83	80	83	77	83	82	82	81
	八田共同利用施設 ／八田測定局	1	79	75	77	77	77	74	75	76	73	76	72	75	74	76	76	76	74	75	72	76	75	74	72	76	74	77	71	76	76	76	74
	南側平均		82	79	83	82	80	79	80	81	76	80	77	79	77	82	79	81	79	82	77	82	80	80	77	82	77	83	74	81	79	81	77
	総平均		81	79	82	79	79	78	78	77	76	78	76	78	76	79	77	78	78	79	76	79	78	79	77	79	78	81	75	79	79	79	77

年度 項目	騒音 区域	平成 5		6		7		8		9		10		11		12		13		14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25		
		夏 季	冬 季	夏 季	冬 季	夏 季	冬 季	夏 季	冬 季	夏 季	冬 季	夏 季	冬 季	夏 季	冬 季	夏 季	冬 季	夏 季	冬 季														
		A 滑 走 路 北 側	磯部共同利用施設 ／磯部測定局	1	73	74	71	74	66	73	71	74	67	70	71	74	66	72	68													75	71
	芦田共同利用施設	1	79	78	77	78	74	77	78	78	76	77	79	78	75	76	76	79	80	80													
	芦田測定局 (成田市)	1																		80	79	79	79	79	78	77	76	75	75	75	75		
	北側平均		76	76	74	76	70	75	75	76	72	74	75	76	71	74	72	77	76	76	77	76	76	76	76	75	74	73	73	72	72	72	
A 滑 走 路 南 側	岩山共同利用施設	1	81	77	80	77	82	77	81	75	79	78	78	75	79	74	81	71	75	73													
	谷測定局	1																		78	78	78	78	77	77	76	75	76	74	75	73		
	小池共同利用施設 ／小池測定局	1	82	80	82	80	83	80	81	79	84	82	83	81	82	80	83	79	82	80	80	79	80	79	79	78	77	76	76	75	76	76	
	芝山集会場 ／芝山集会場測定局	1	82	79	82	79	83	81	82	80	80	79	81	80	80	79	81	79	80	80	79	78	78	78	78	77	76	75	74	73	74	75	
	八田共同利用施設 ／八田測定局	1	77	75	76	74	76	75	75	75	77	75	76	75	77	74	77	75	75	74	75	75	75	75	74	74	73	73	72	71	72	72	
	南側平均		81	78	80	78	81	78	80	77	80	79	80	78	80	77	81	76	78	77	78	78	78	78	77	77	76	75	75	73	74	74	
	総平均		79	77	78	77	77	77	78	77	77	77	78	77	77	76	78	76	77	77	78	77	77	77	77	76	75	74	74	73	73	73	

注1 WECPNLは、これを比較しやすくするため、小数点第1位を四捨五入して整数値とし、平均値は整数値の単純平均とした。

注2 平成13年度以前は実態調査データ、14年度以降は固定測定局年間データ



## 第 3 参考資料

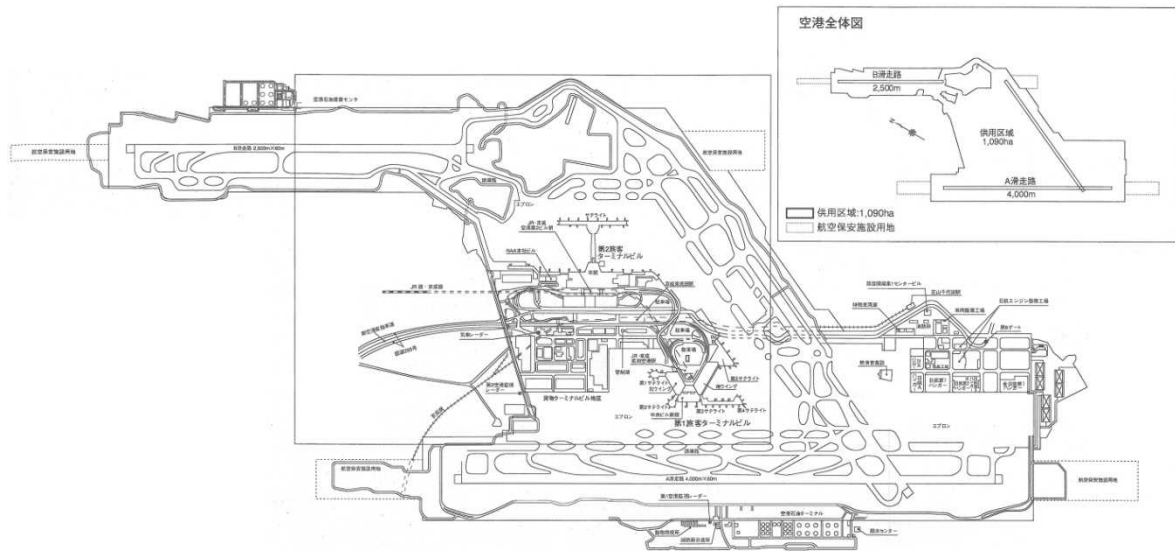


# 1 成田国際空港の概要

## (1) 空港の概要

平成25年度の空港の概要について以下に整理する。

図1-1 空港全体図 (出典：一般財団法人成田国際空港振興協会発行「2014成田空港ハンドブック」)



### ア 空港の位置及び面積

- (ア) 位置 千葉県成田市
- (イ) 標点の位置 北緯 35度45分55秒 東経140度23分08秒  
 海拔41メートル
- (ウ) 面積 全体計画面積 1,151ヘクタール  
 供用区域面積 1,090ヘクタール  
 未供用整備区域面積 61ヘクタール

### イ 空港の設置者

成田国際空港株式会社 (NAA ; Narita International Airport Corporation)

### ウ 空港の基本施設

- (ア) 滑走路A 長さ 4,000m × 幅 60m
- (イ) 滑走路B 長さ 2,500m × 幅 60m
- (ウ) 誘導路 長さ 31,800m
- (エ) エプロン 面積 約240ヘクタール
- (オ) スポット数 (平成26年4月現在)

区分	スポット数
第1PTBスポット	38
第2PTBスポット	30
貨物地区スポット	21
オープンスポット	37
整備地区スポット	33
合計	159

(注) エンジン試運転施設、BJスポットは含まない。

## エ 運用状況

### (ア) 供用時間

午前6時から午後11時まで

### (イ) 発着回数（25年度実績）

区 分	A滑走路	B滑走路	計
総発着回数	144,824	81,358	226,182
1日平均	396.8	222.9	619.7

### (ウ) 航空会社の乗り入れ状況（26年3月現在）

35か国 3地域 83社

### (エ) 航空旅客数（25年度）

36,041,779人（対前年度比 108%）

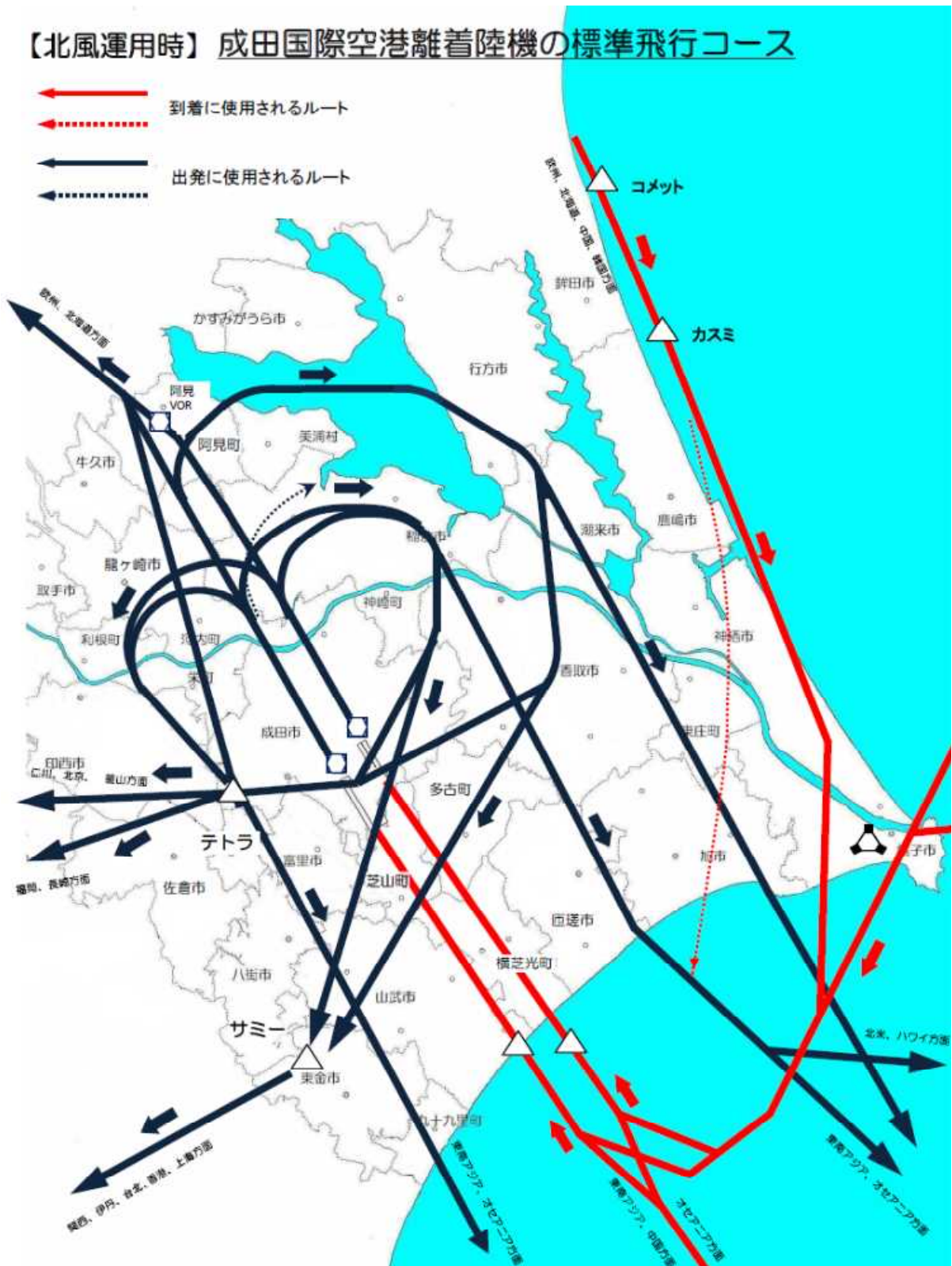
### (オ) 航空貨物量（25年度）

1,985,637トン（対前年度比 103%）

(2) 飛行経路概略図

風向に応じた標準出発経路及び進入経路を図1-2及び図1-3に示す。

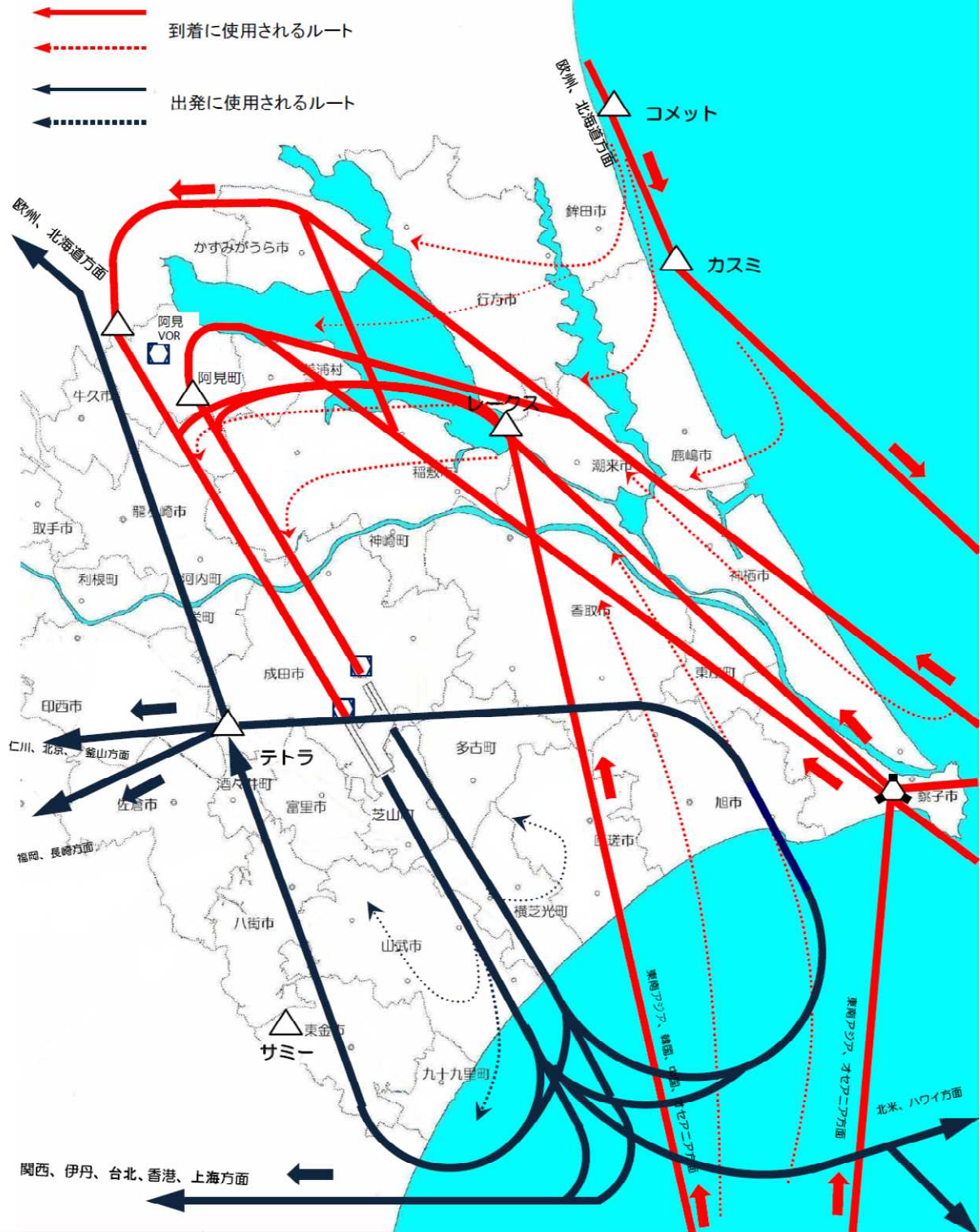
図1-2 北風運用時（滑走路34使用；滑走路を北北西方向に進行）



出典：成田国際空港株式会社ホームページ

図 1-3 南風運用時（滑走路 16 使用；滑走路を南南東方向に進行）

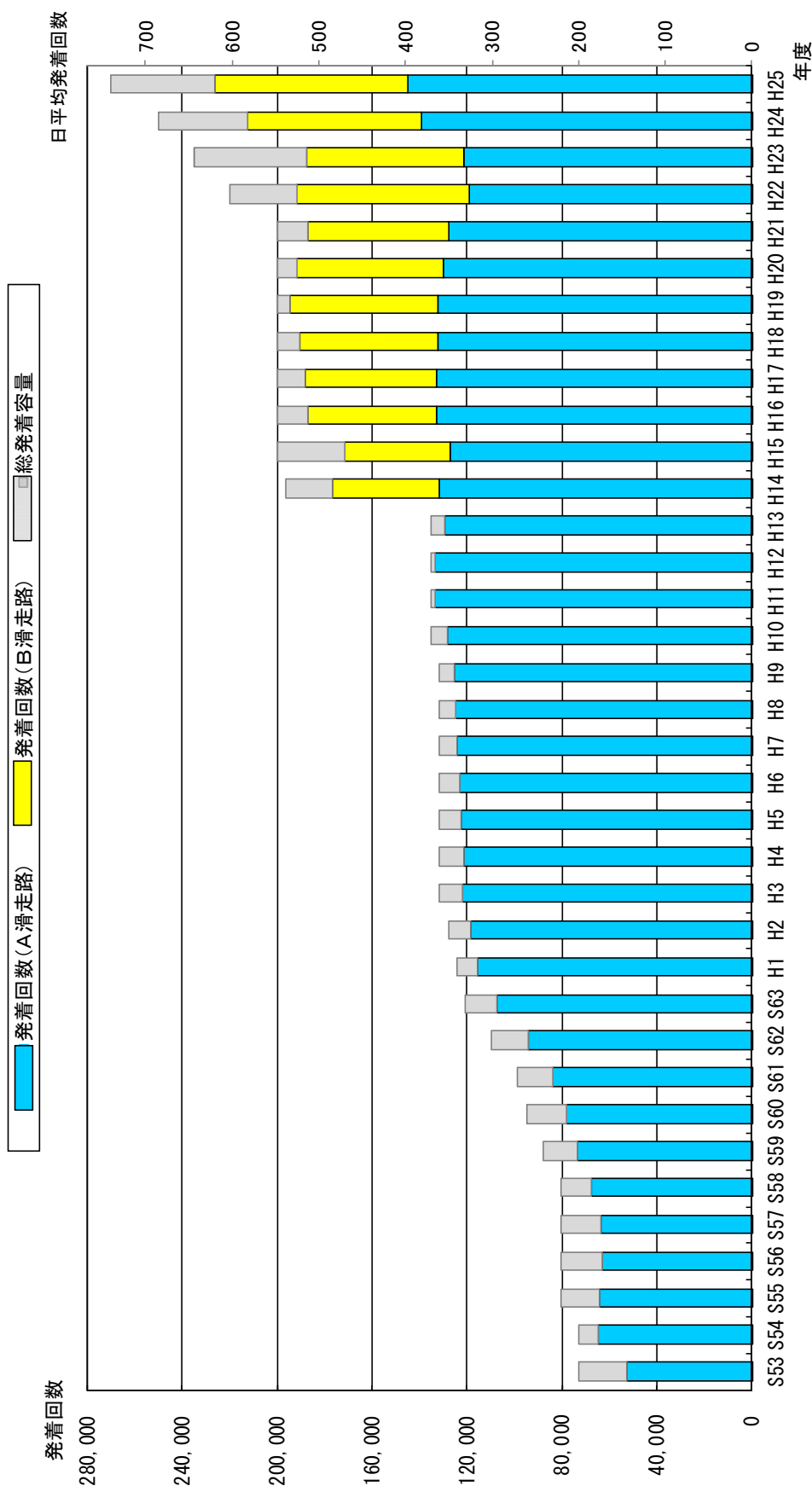
【南風運用時】成田国際空港離着陸機の標準飛行コース



出典：成田国際空港株式会社ホームページ



### (3) 総発着回数の年度別推移



出典：公益財団法人成田空港周辺地域共生財団「平成25年度成田国際空港周辺航空機騒音測定結果」



(5) 成田国際空港（旧新東京国際空港）の経緯

国		千葉県	
年月日	事項	年月日	事項
昭和		昭和	
41. 7. 4	新東京国際空港の位置等の閣議決定		
42. 8. 1	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」（騒防法）公布		
43. 1. 22	騒防法に基づく指定区域及び除外区域告示（運輸省告示第26号）		
44. 12. 1	騒防法に基づく指定区域拡大告示（運輸省告示第 323号）		
48. 12. 27	航空機騒音に係る環境基準告示（環境庁告示第 154号）		
49. 3. 28	騒防法改正 指定区域を第2種区域に改正		
51. 1. 8	騒防法に基づく第1種区域（85WECPNL）、第2種区域（90WECPNL）及び第3種区域（95WECPNL）を告示（運輸省告示第 9号）		
53. 5. 20	新東京国際空港開港（翌日1番機飛来）		
		53. 6. 10 ～ 6. 16	第1回騒音実態調査
		53. 8. 29	「航空機騒音に係る環境基準」の地域類型指定（空港周辺13市町村）を告示（県告示第 695号）
		53. 9. 27 ～10. 3	第2回騒音実態調査
53. 10. 19	「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」（騒特法）施行		
53. 10. 19	騒特法施行令により、特定空港として指定		
		53. 11. 25	知事から環境庁大気保全局長あて、環境基準等について要望
		53. 11. 30	知事から空港公団総裁あて、環境基準等について要望
53. 12. 26	「航空機騒音に係る環境基準」の中間改善目標達成期限		
		54. 2. 15 ～ 2. 21	第3回騒音実態調査（以降毎年夏季及び冬季に実施）
		54. 4. 1	固定測定局3局（成田市西和泉、芝山町小池、横芝町中台）運用開始
54. 7. 10	騒防法に基づく第1種区域（80WECPNL）の見直し告示（運輸省告示第 384号）		
		54. 8. 1	固定測定局3局増設（成田市荒海、芝山町山田、松尾町八田）運用開始（計6局）
		56. 11. 19	知事から空港公団総裁あて飛行コースの改善について要請

国		千葉県	
年月日	事項	年月日	事項
57. 3. 30	騒防法に基づく第1種区域(75WECPNL)の見直し告示(運輸省告示第157号)		
		57. 11. 22	騒特法に基づき「新東京国際空港周辺地域における騒音対策基本方針」を決定
		58. 10. 6	知事から運輸省航空局長、空港公団総裁あて環境基準の達成について要請
		58. 10. 7	知事から環境庁大気保全局長あて環境基準の達成について依頼
58. 12. 26	「航空機騒音に係る環境基準」の最終目標達成期限		
		59. 6. 21	知事から運輸省航空局長、空港公団総裁あて、環境基準の早期達成について要請
		59. 6. 26	知事から環境庁大気保全局長あて、環境基準の早期達成について依頼
60. 7. 1	騒防法に基づくB、C滑走路に係る第1種区域(75WECPNL)告示(運輸省告示第280号)		
		60. 11. 11	知事から運輸省航空局長、空港公団総裁あて、環境基準の早期達成について要請
		60. 11. 27	知事から環境庁大気保全局長あて、環境基準の早期達成について依頼
		61. 7. 1	固定測定局8局増設(下総町新川、成田市飯岡、成田市芦田、芝山町竜が塚、横芝町牛熊、横芝町長倉、松尾町山室、松尾町蕪木)運用開始(計14局)
		62. 10. 1	固定測定局と中央処理システム(大気保全課・公害研究所(現:環境研究センター))を公衆電話回線で接続し、オンライン化運用開始
		63. 8. 19	環境部長から空港公団周辺対策部長あて、深夜早朝便数の低減等について要請
平成		平成 元. 11. 20	知事から運輸省航空局長、空港公団総裁あて、環境基準の早期達成について要請
		元. 11. 28	知事から環境庁大気保全局長あて、環境基準の早期達成について依頼
2. 3. 5	発着枠を1日340回から350回へと改定		
2. 12. 20	発着枠を1日350回から360回へと改定		
		3. 11. 29	航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定の一部改正(県告示第1017号)
		3. 12. 20	環境部長から運輸省航空局新東京国際空港課長、空港公団周辺対策部長、環境庁大気保全局企画課長あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		5. 5. 14	知事から運輸省航空局長、空港公団総

国		千葉県	
年月日	事 項	年月日	事 項
			裁、環境庁大気保全局長あて環境基準の早期達成について要請
		8. 1	中央処理システム更新
		8. 1. 23	知事から運輸省航空局長、空港公団総裁あて、環境基準の早期達成のための諸施策実施を要請
		8. 1. 23	知事から環境庁大気保全局長あて、環境基準の早期達成について依頼
		8. 4. 1	航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定の一部改正(県告示第441号)
		8. 12	県固定局6局更新(成田市荒海局、成田市芦田局、成田市西和泉局、芝山町小池局、横芝町中台局、松尾町八田局)
		9. 10. 1	成田空港周辺共生財団航空機騒音監視システムの稼働に伴い県固定局データの提供開始
		9. 11	県固定局8局更新(下総町新川局、成田市飯岡局、芝山町大台局、芝山町竜ヶ塚局、横芝町牛熊局、横芝町長倉局、松尾町山室局、松尾町蕪木局)
		10. 2. 12	知事から運輸省航空局長、空港公団総裁あて、環境基準早期達成のための諸施策の実施を要請
		10. 2. 12	知事から環境庁大気保全局長あて、環境基準の早期達成について依頼
10. 4. 25	発着枠を1日360回から370回へと改定		
		11. 2. 8	知事から運輸省航空局長、空港公団総裁あて、環境基準の早期達成のための諸施策実施を要請
		11. 2. 8	知事から環境庁大気保全局長あて、環境基準の早期達成について依頼
		12. 6. 20	騒特法に基づく「新東京国際空港周辺地域における騒音対策基本方針」を変更
		13. 2. 20	知事から国土交通省航空局長、空港公団総裁あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		13. 2. 20	知事から環境省環境管理局長あて、環境基準の早期達成について依頼
		13. 5. 11	航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定の一部改正(県告示第592号)
		13. 5. 18	騒特法に基づく航空機騒音障害防止区域等が都市計画決定
		13. 5. 18	都市計画法による都市計画決定に合わせて、航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定を一部改正
		14. 3. 25	県の固定測定局を再配備 ・既設局の移設 成田市飯岡局、成田市荒海局、成田市芦田局、松尾町山室局を廃し、栄町矢

国		千葉県	
年月日	事項	年月日	事項
			向局、成田市押畑局、富里町大和局、松尾町古和局に移設 ・既設局の機能強化 芝山町大台局、横芝町中台局、松尾町八田局に航空機接近識別装置を設置 ・新設局整備 下総町滑川局、下総町四谷局、下総町高倉局、成田市土室局、芝山町梅ノ木局、芝山町加茂局、多古町船越局、光町宝米局、成東町木戸局 ・新設局に航空機接近識別装置を設置 下総町滑川局、下総町高倉局、成田市土室局、芝山町加茂局、多古町船越局、光町宝米局、成東町木戸局
		14. 4. 1	成田空港周辺地域共生財団の再整備した航空機騒音監視システムが稼働を開始
14. 4. 18	暫定平行滑走路供用開始 年間発着枠20万回に拡大		
		16. 2. 27	知事から空港公団総裁あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		16. 3. 1	知事から国土交通省航空局長あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		16. 3. 1	知事から環境省環境管理局长あて、環境基準の早期達成について依頼
16. 4. 1	空港名を「新東京国際空港」から「成田国際空港」に変更 成田国際空港株式会社発足		
		17. 1. 31	県固定局4局更新(栄町矢口局、成田市西和泉局・押畑局、芝山町小池局)
		18. 2. 28	県固定局2局更新(下総町新川局、松尾町古和局)
		18. 3. 27	知事から成田国際空港株式会社及び国土交通省航空局長あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		18. 3. 27	知事から環境省水・大気環境局長あて、環境基準の早期達成について依頼
		19. 2. 20	騒特法に基づく「新東京国際空港周辺地域における航空機騒音対策基本方針」を変更
		19. 2. 28	県固定局5局更新(富里市大和局、芝山町竜ヶ塚局、横芝光町牛熊局、長倉局、山武市蕪木局)
19. 12. 17	航空機騒音に係る環境基準の一部改正(環境省告示第 114号)		
		20. 3. 25	知事から成田国際空港株式会社及び国土交通省航空局長あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請

国		千葉県	
年月日	事 項	年月日	事 項
		20. 3. 25	知事から環境省水・大気環境局長あて、環境基準早期達成について依頼
		21. 3. 23	県の固定測定局移転(成田市土室局を約170m南東の成田市高度コース局に移転)
21. 10. 22	2,500mB滑走路供用開始		
22. 3. 28	年間発着枠20万回から22万回へ拡大		
		22. 3. 30	知事から成田国際空港株式会社及び国土交通省航空局長あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		22. 3. 30	知事から環境省水・大気環境局長あて、環境基準早期達成について依頼
		23. 3. 4	騒特法に基づく「成田国際空港周辺地域における航空機騒音対策基本方針」を変更
23. 10. 20	滑走路の同時離着陸方式を運用開始		
23. 10. 30	年間発着枠22万回から23.5万回へ拡大		
		24. 3. 21	知事から国土交通省航空局長あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
24. 3. 25	年間発着枠23.5万回から25万回へ拡大		
		24. 3. 27	知事から成田国際空港株式会社あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		24. 3. 27	知事から環境省水・大気環境局長あて、環境基準早期達成について依頼
24. 12. 13	A滑走路南側の着陸滑走路長4000m化		
		25. 2. 20	県固定局2局更新(山武市八田局、芝山町大台局)、1局移転の上更新(横芝光町中台局)
		25. 2. 22	航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定の一部改正(県告示第 70号)
25. 3. 31	離着陸制限時間の弾力的運用を開始 年間発着枠25万回から27万回へ拡大		
25. 4. 1	航空機騒音に係る環境基準の一部改正の施行(WECPNLからLdenへの変更)		
		26. 2. 14	知事から成田国際空港株式会社あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		26. 2. 21	知事から国土交通省航空局長あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		26. 2. 21	知事から環境省水・大気環境局長あて、環境基準早期達成について依頼

## 2 関係告示及び通知（航空機騒音に係る環境基準）

### （1）航空機騒音に係る環境基準について（新環境基準）

（平成25年4月1日から適用）

昭和48年12月27日 環境庁告示第154号  
 改正 平成5年10月28日 環境庁告示第91号  
 改正 平成12年12月14日 環境庁告示第78号  
 改正 平成19年12月17日 環境省告示第114号

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、航空機騒音に係る基準について次のとおり告示する。

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

#### 第1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

（注）Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

- 2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1) 測定は、原則として連続7日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル（ $L_{AE}$ ）を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格 Z8731 に従うものとする。
- (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- (4) 評価は、算式アにより1日（午前0時から午後12時まで）ごとの時間帯補正等価騒音レベル（ $L_{den}$ ）を算出し、全測定日の $L_{den}$ について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

算式ア

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left[ \sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right] \right\}$$

（注）i、j及びkとは、各時間帯で観測標本のi番目、j番目及びk番目をいい、 $L_{AE,di}$ とは、午前7時から午後7時までの時間帯におけるi番目の $L_{AE}$ 、 $L_{AE,ej}$ とは、午後7時から午後10時までの時間帯におけるj番目の $L_{AE}$ 、 $L_{AE,nk}$ とは、午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯におけるk番目の $L_{AE}$ をいう。また、 $T_0$ とは、規準化時間（1秒）をいい、 $T$ とは、観測1日の時間（86400秒）をいう。



算式イ

$$10 \log_{10} \left( \frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

(注) Nとは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、測定日のうち i 日目の測定日の  $L_{den}$  をいう。

(5) 測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。

3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場であつて、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

第2 達成期間等

1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場		直ちに	
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの		
	第二種空港（福岡空港を除く。）	A	5年以内
		B	10年以内
	成田国際空港		5年以内に、70デシベル未満とすること又は70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。
第一種空港（成田国際空港を除く。）及び福岡空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、70デシベル未満とすること又は70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。 2 10年以内に、62デシベル未満とすること又は62デシベル以上の地域において屋内で47デシベル以下とすること。	

備考

- 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
  - 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
  - 達成期間の欄に掲げる期間及び改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。
- 2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。
- 3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

## (2) 航空機騒音に係る環境基準の一部改正について（環境省局長通知）

平成 19 年 12 月 17 日 環水大大発第 071217004 号  
環境省水・大気環境局長から各都道府県知事あて

航空機騒音に係る環境基準の一部を改正する告示（環境省告示第 114 号）が平成 19 年 12 月 17 日に公布され、平成 25 年 4 月 1 日から施行される。

航空機騒音に係る環境基準（以下「基準」という。）は、昭和 48 年 12 月 27 日付け環境庁告示第 154 号をもって設定され、騒音の評価指標として *WECPNL* が採用されてきた。しかし、近年、騒音測定機器が技術的に進歩し、また、国際的にも騒音の評価には等価騒音レベル基本とした評価指標が採用されている。今回の基準の改正は、このような動向を踏まえ、平成 19 年 6 月 27 日付けの中央環境審議会答申「航空機騒音に係る環境基準の改正について」（中環審第 409 号）を踏まえ、騒音の評価指標を *WECPNL* から時間帯補正等価騒音レベル（ $L_{den}$ ）に改正するものである。

このような改正の趣旨にかんがみ、下記の事項に留意の上、環境基準の地域類型をあてはめる地域の指定（以下、「地域指定」という。）及びその運用に遺漏なきを期されるとともに、各関係機関と連携を図りつつ、本基準の維持、達成のための施策の実施に関し、格段の御努力をいただきたく通知する。

なお、「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和 49 年 7 月 2 日環大特第 42 号環境庁大気保全局長から各都道府県知事あて通知）及び「小規模飛行場環境保全暫定指針」（平成 2 年 9 月 13 日環大企第 342 号環境庁大気保全局長から各都道府県知事及び政令指定都市市長あて）は、平成 25 年 3 月 31 日をもって廃止する。

おって、関係省に対し、別添の文書を送付したので念のため申し添える。

### 記

#### 第 1 改正の概要

##### 1 評価指標について

評価指標の改正に当たっては、騒音測定機器の技術的な進歩、 $L_{den}$  等の等価騒音レベルを基本とした指標が国際的に採用されている状況等を総合的に勘案し、新たな評価指標を *WECPNL* から  $L_{den}$  に改正した。

なお、 $L_{den}$  については、算式アにより 1 日ごとの  $L_{den}$  を算出し、全測定日の  $L_{den}$  について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。ただし、 $L_{AE}$ （単発騒音暴露レベル）の求め方については、日本工業規格 Z 8731 によるものとする。

算式ア

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left[ \sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right] \right\}$$

(注)  $i$ 、 $j$  及び  $k$  とは、各時間帯で観測標本の  $i$  番目、 $j$  番目及び  $k$  番目をいい、 $L_{AE,di}$  とは、午前 7 時から午後 7 時までの時間帯における  $i$  番目の  $L_{AE}$ 、 $L_{AE,ej}$  とは、午後 7 時から午後 10 時までの時間帯における  $j$  番目の  $L_{AE}$ 、 $L_{AE,nk}$  とは、午前 0 時から午前 7 時まで及び午後 10 時から午後 12 時までの時間帯における  $k$  番目の  $L_{AE}$  をいう。また、 $T_0$  とは、規準化時間（1 秒）をいい、 $T$  とは、観測 1 日の時間（86400 秒）をいう。

算式イ

$$10 \log_{10} \left( \frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

(注)  $N$ とは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、測定日のうち  $i$  日目の測定日の  $L_{den}$  をいう。

## 2 基準値について

基準値の設定に当たっては、まずは、現行基準レベルの早期達成を実現することが肝要であることから、騒音対策の継続性も考慮し、引き続き現行の基準値に相当するレベルとした。

## 3 小規模飛行場の扱いについて

今般の改正により、小規模飛行場環境保全暫定指針を統合することとし、これまで基準の適用除外とされてきた1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場についても、基準を適用することとする。

ただし、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場については適用しない。

ここで、「1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場」とは、飛行場及び反復継続使用される場外離着陸場のうち1日当たりの離着陸回数が10回以下のものをいう。また、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年条約第6号）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「自衛隊等」という。）が使用する飛行場であって、自衛隊等の航空機が1年間に当該飛行場に離着陸した回数（緊急的な離着陸を除く。）を年間総日数で除した値が10以下のものをいう。

なお、「警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場」とは、警察、消防及び自衛隊等が専用に使用する飛行場をいい、また、災害派遣、航空救難等の緊急的な運航については、基準は適用されない。

## 第2 その他

### 1 地域指定について

地域指定については、「航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について」（平成13年1月5日環大企第1号環境庁大気保全局長から各都道府県知事あて）により記しているところであるが、地域指定を行ったときは、遅滞なく環境省に報告するとともに、直ちに都道府県の公報に掲載するなどにより公示し、関係住民等に周知させるよう配慮すること。

### 2 経過措置について

施行については、新たな評価指標である  $L_{den}$  による測定の準備に要する期間等を考慮して平成25年4月1日としたところである。貴職におかれては、施行までに  $L_{den}$  による測定できる態勢の整備に万全を期されたい。また、施行までに  $L_{den}$  による測定が可能になった場合は、各飛行場における  $L_{den}$  の実態を把握することが重要であることから、現行の評価指標である  $WECPNL$  による環境基準値の評価を行うとともに、 $L_{den}$  による調査も併せて実施することが望ましい。

### 3 測定について

$L_{den}$ による測定については、航空機騒音監視測定マニュアル（仮称）の策定などを予定しており、これらについては今後別途通知する。

### 4 達成期間について

達成期間に示す期間は、これまでと同様に、基準が定められた昭和48年12月27日を起点としている。

### (3) 航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定（千葉県告示）

昭和 53 年 8 月 29 日 千葉県告示第 695 号  
 改正 平成 3 年 11 月 29 日 千葉県告示第 1017 号  
 改正 平成 8 年 4 月 1 日 千葉県告示第 441 号  
 改正 平成 13 年 5 月 11 日 千葉県告示第 592 号  
 改正 平成 25 年 2 月 22 日 千葉県告示第 70 号

環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 1 6 条第 2 項の規定により航空機騒音に係る環境基準（昭和 4 8 年環境庁告示第 1 5 4 号）の地域の類型ごとに指定する地域を次のとおり定める。

#### 地域指定

地域の類型	該 当 地 域
I	別表第一に掲げる区域のうち、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同号に規定する用途地域の定められていない区域のうち別表第二に掲げる工業団地を除いた地域
II	別表第一に掲げる区域のうち、都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに別表第二に掲げる工業団地

#### 別表第 1

飛行場名	区 域
成田国際空港	成田市、富里市及び山武市並びに印旛郡栄町、香取郡多古町及び山武郡横芝光町及び芝山町の全域。ただし、都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた工業専用地域及び成田国際空港の敷地を除く。
東京国際空港及び木更津飛行場	木更津市及び君津市の全域。ただし、都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた工業専用地域及び木更津飛行場の敷地を除く。
下総飛行場	船橋市、柏市、鎌ヶ谷市及び白井市のうち別図第一に表示する実線によって囲まれた地域。ただし、都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた工業専用地域及び下総飛行場の敷地を除く。

#### 別表第 2

名 称	市町村名	区 域
富里工業団地	富里市	立沢新田、十倉及び高野のうち別図第 2 で示す部分
松尾工業団地	山武市	上横地、松尾町借毛本郷及び松尾町下之郷のうち別図第二で示す部分
芝山工業団地（木崎地区）	山武郡芝山町	小池のうち別図第二で示す部分

別図第 1 及び別図第 2 は省略し、千葉県環境生活部大気保全課において縦覧に供する。

#### (4) 航空機騒音に係る環境基準について（旧環境基準）

（平成25年3月31日まで適用）

昭和48年12月27日 環境庁告示第154号

改正 平成5年10月28日 環境庁告示第91号

改正 平成12年12月14日 環境庁告示第78号

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、航空機騒音に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

##### 第1 環境基準

- 1 環境基準は地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値（単位 WECPNL）
I	70以下
II	75以下

（注）Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

- 2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。
- (1) 測定は、原則として連続7日間行い、暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル（計量単位デシベル）及び航空機の機数を記録するものとする。
  - (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
  - (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
  - (4) 評価は、(1)のピークレベル及び機数から次の算式により1日ごとの値（単位WECPNL）を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

算式

$$\overline{dB(A)} + 10 \log_{10} N - 27$$

（注） $\overline{dB(A)}$ とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、  
Nとは、午前0時から午前7時までの間の航空機の機数を $N_1$ 、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数を $N_2$ 、午後7時から午後10時までの間の航空機の機数を $N_3$ 、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数を $N_4$ とした場合における次により算出した値をいう。

$$N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

- (5) 測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。

- 3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

## 第2 達成期間等

- 1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場		直ちに	
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの		
	第二種空港 (福岡空港を除く。)	A	5年以内
		B	10年以内
	新東京国際空港		
第一種空港 (新東京国際空港を除く。)及び福岡空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、85W E C P N L未満とすること又は85W E C P N L以上の地域において屋内で65W E C P N L以下とすること。 2 10年以内に、75W E C P N L未満とすること又は75W E C P N L以上の地域において屋内で60W E C P N L以下とすること。	

### 備考

- 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
  - 2 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
  - 3 達成期間の欄に掲げる期間及び改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。
- 2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるよう努めるものとする。
  - 3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

(5) 航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について（環境庁局長通知）

（改正前；平成25年度一部改訂）

平成13年1月5日 環大企第1号  
環境庁大気保全局長から各都道府県知事あて

航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準が下記のとおり定められたので、通知する。

記

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の制定により、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、環境基本法第16条第1項の基準についての同条第2項の規定による地域の指定に関する事務は、その地域が属する都道府県知事が処理するものとされた。このうち、同法第40条の2及び同条の規定に基づく「環境基準に係る地域又は水域の指定の事務に関する政令」（平成5年政令第371号）第2条の規定により、交通に起因して生ずる騒音に関する地域の指定に関する事務は、都道府県知事が地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務として行うこととされた。都道府県知事が事務を行う際には、「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月環境庁告示第154号）に定めるほか、別添により地域の類型を当てはめて、その指定を行われない。

別添

航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について

- 1 環境基準の地域類型をあてはめる地域は、航空機騒音から通常の生活を保全する必要がある地域とすること。したがって、工業専用地域、原野、海上等は地域類型のあてはめを行わないものとする。

なお、「航空機騒音」とは、ターボジェット発動機、ターボファン発動機、ターボプロップ発動機、ターボシャフト発動機又はピストン発動機等を主な動力とする航空機の航行に伴って発生する騒音をいうこと。

- 2 地域類型の当てはめに際しては、当該地域の土地利用等の状況を勘案して行うこと。この場合において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域が定められている地域にあつては、原則として、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用域及び第2種中高層住居専用地域を類型Ⅰに当てはめるものとし、その他を類型Ⅱに当てはめるものとする。また、用途地域が定められていない地域にあつては、現在及び将来の土地利用状況を勘案し、現在市街化している地域又は将来の市街化が予定されている地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に相当する地域を類型Ⅰに当てはめる等用途地域が定められている地域に準じて当てはめを行うこと。
- 3 地域指定の見直しは、おおむね5年ごとに土地利用等の状況の変化に応じて行うとともに、土地利用計画（土地基本法（平成元年法律第84号）第11条第1項に規定する土地利用計画をいう。以下同じ。）上の大幅な変更があつた場合にも速やかに行うこと。
- 4 「航空機騒音に係る環境基準について」の第1の3中「1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場」とあるのは、公共用飛行場であつて、航空機（航空法（昭和2



7年法律第231号)第2条第16項に規定する航空運送事業の用に供されるもの又は操縦の練習の用に供されるものに限る。)が1年間に当該飛行場に離着陸した回数を年間総日数で除した値が10以下のもの及び自衛隊法(昭和29年法律第165号)第2条第1項に規定する自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊(以下「自衛隊等」という。)が使用する飛行場であって、自衛隊等の航空機が1年間に当該飛行場に離着陸した回数(緊急的な離着陸を除く。)を年間総日数で除した値が10以下のものをいう。

5 「航空機騒音に係る環境基準について」の第1の3中「離島にある飛行場」とあるのは、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域が存する離島、沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律第131号)第2条第2項に規定する離島、奄美群島振興特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島及び小笠原諸島振興特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1項に規定する小笠原諸島にある飛行場をいう。

6 「航空機騒音に係る環境基準について」の第2の1の表の既設飛行場の項中「これに準ずるもの」とあるのは、空港整備法(昭和31年法律第80号)第2条第1項に規定する空港及び自衛隊等が使用する飛行場を除く飛行場並びに航空法第79条ただし書の規定により運輸大臣の許可を受けた離着陸の場所であって、反復して使用されるものをいう。

(6) 航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準の改正について（環境省局長通知）

（平成 25 年 4 月 1 日から適用）

平成 21 年 8 月 28 日 環水大大発第 090828001 号  
環境省水・大気環境局長から各都道府県知事あて

航空機騒音に係る環境基準（以下「環境基準」という。）の類型を当てはめる地域の指定については、従来から「航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準」（平成 13 年 1 月 5 日付け環大企第 1 号。以下「処理基準」という。）により、その処理の基準を通知し、実施されてきたところである。

今般、「航空機騒音に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 19 年 12 月環境省告示第 114 号）により、騒音の評価指標が W E C P N L から時間帯補正等価騒音レベル（ $L_{den}$ ）に改正されたことに伴い、処理基準の別添「航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について」の 1、4、5 及び 6 の全部を下記のとおり改正するので、通知する。当該事務を行うに当たっては、これに基づき適切に実施されたい。なお、本通知は平成 25 年 4 月 1 日から適用するものとする。

記

- 1 環境基準の地域類型を当てはめる地域は、航空機騒音から生活環境を保全する必要がある地域とすること。したがって、工業専用地域、原野、海上等は地域類型の当てはめを行わないものとする。  
なお、「航空機騒音」とは、ターボジェット発動機、ターボファン発動機、ターボプロップ発動機、ターボシャフト発動機又はピストン発動機等を主な動力とする航空機の運航に伴って発生する飛行騒音並びに飛行場内における航空機の運用や機体の整備に伴って発生する地上騒音をいう。
- 4 「航空機騒音に係る環境基準について」第 1 の 3 中「1 日当たりの離着陸回数が 10 回以下の飛行場」とは、飛行場及び反復継続使用される場外離着陸場のうち 1 日当たりの離着陸回数が 10 回以下のものをいう。また、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 2 条第 1 項に規定する自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和 35 年条約第 6 号）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「自衛隊等」という。）が使用する飛行場であって、自衛隊等の航空機が 1 年間に当該飛行場に離着陸した回数（緊急時の離着陸を除く。）を年間総日数で除した値が 10 以下のものをいう。  
なお、同中「警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場」とは、警察、消防及び自衛隊等が専用に使用する飛行場をいい、また、災害派遣、航空救難等の緊急時の運航については、環境基準は適用されない。
- 5 「航空機騒音に係る環境基準について」第 1 の 3 中「離島にある飛行場」とは、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する離島振興対策実施地域が存する離島、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号に規定する離島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する小笠原諸島にある飛行場をいう。
- 6 「航空機騒音に係る環境基準について」第 2 の 1 の表の既設飛行場の項中「これに準ずるもの」とあるのは、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 75 号）による改正前の空港整備法（昭和 31 年法律第 80 号）第 2 条第 1 項に規定する空港及び自衛隊等が使用する飛行場を除く飛行場並びに航空法（昭和 27 年法律第

231 号) 第 79 条ただし書の規定により国土交通大臣の許可を受けた離着陸の場所であって、反復して使用されるものをいう。

## (7) 航空機騒音に係る環境基準について（環境庁局長通知）

（本通知は、平成13年1月5日付け環大企第1号の通知により廃止され、測定方法等は、「技術的助言」として扱うこととされている。）

昭和49年7月2日 環大特第42号  
環境庁大気保全局長から各都道府県知事あて  
改正 平成5年7月26日 環大企第323号・環大特第81号・環大自第66号  
改正 平成5年11月18日 環大企第488号・環大特第123号・環大自第102号

航空機騒音に係る環境基準（以下単に「環境基準」という。）は、昭和48年12月27日付け環境庁告示第154号をもって設定されたところである。

環境基準は、航空機騒音につき生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい基準として公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条第1項に基づき定められたものであり、飛行場周辺における航空機騒音による被害を防止するための発生源対策、障害防止対策等の各種施策を総合的に推進するに際しての目標となるべきものである。貴職におかれては、このような環境基準の設定の主旨にかんがみ、下記の事項に十分御留意のうえ、環境基準の地域類型をあてはめる地域の指定（以下「地域指定」という。）を行うほか、環境基準達成のための施策の実施に関し、格段の御配意を願いたく通知する。

なお、地域指定を行った場合には遅滞なく環境庁に報告されたい。

おって、環境基準達成のための施策に関して、関係各省庁に対し、別添の文書を送付したので念のため申し添える。

### 記

#### 第1 地域指定

- 1 地域指定の権限は、公害対策基本法第9条第2項の規定に基づいて制定された「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）」により、当該地域が属する区域を管轄する都道府県知事に委任されているので、貴職において地域指定を速やかに行うこと。
- 2 環境基準の地域類型をあてはめる地域は、航空機騒音から通常の生活を保全する必要がある地域とすること。従って、工業専用地域、原野、海上等は地域類型のあてはめを行わないものとする。
- 3 地域類型のあてはめに際しては、当該地域の土地利用等の状況を勘案して行うこと。この場合において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域が定められている地域にあつては、原則として、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を類型Ⅰにあてはめるものとし、その他を類型Ⅱにあてはめるものとする。また、用途地域が定められていない地域にあつては、現在及び将来の土地利用状況を勘案し、現在市街化している地域又は将来の市街化が予定されている地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域に相当する地域を類型Ⅰにあてはめる等用途地域が定められている地域に準じてあてはめを行うこと。

なお、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）によって改正された用途地域に指定を受けておらず、従前の用途地域が存続している地域にあつては、従前の用途地域に基づいて地域の類型のあてはめをして差し支えないこと。この場合、地域の類型Ⅰは第一種住居専用地域及び第二種住居専用地域に、地域の類型Ⅱは住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域に対応するものであり、工業専用地域については地域の類型あてはめを行わないものとする

こと。

- 4 地域指定を行ったときは、直ちに都道府県の公報に掲載するなどにより公示し、関係住民に周知させるよう配慮すること。
- 5 地域指定の見直しは、概ね5年ごとに土地利用等の状況の変化に応じて行うとともに、土地利用計画上の大幅な変更があった場合にも速やかに行うこと。

## 第2 測定方法等

- 1 測定は、暗騒音よりピークレベルが10dB以上大きいすべての航空機騒音について、各測定時期ごとに連続7日間行うことが原則であるが、当該時期の平均的な騒音の状況を把握するために必要かつ十分な日数としても差し支えないこと。  
なお、測定の際の暗騒音とは、測定点付近における航空機騒音以外の騒音をいうものであり、このレベルがあまり変動しない場合は、一定値として扱ってもよいこと。
- 2 測定は、当該地域において環境基準の達成状況を把握し、対策を講ずる上で必要と認められる地点であって、なるべく暗騒音レベルの低い地点を選定して行うこと。  
なお、適宜固定測定点を設けて航空機騒音の年次の推移を把握することが望ましいこと。
- 3 測定は、運航方法及び気象条件を勘案して、年間を通じての平均的な航空機騒音の状況が把握できる時期を選定して行うこととし、航空機騒音の状況が時期によってほとんど変化しない場合は年1回以上、かなり変化する場合は四季ごとに1回（年4回）以上行うこと。
- 4 航空機騒音の評価は、測定されたピークレベル及び機数から1日ごとのWECPNLの値を算出し、一年間のそのすべての値をパワー平均して行うこととするが、運航方法又は気象条件が極めて特殊な日の値は除外すること。  
なお、自衛隊等が使用する飛行場の周辺における測定結果の評価に際しては、自衛隊の現地部隊等の協力を求めて災害派遣、航空救難、緊急発進等の緊急的な離着陸を把握し、当該測定結果を除外して行うこと。

## 第3 その他

- 1 「航空機騒音」とは、ターボジェット発動機、ターボプロップ発動機又はピストン発動機を主な動力とする航空機の航行に伴って発生する騒音をいうこと。
- 2 「1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場」とは、公共用飛行場にあつては、当該飛行場に離着陸する航空機であつて、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第17項に規定する航空運送事業の用に供されるもの又は操縦練習の用に供されるものの年間総離着陸回数を年間日数で除した値が10以下のものをいうこと。
- 3 「離島にある飛行場」とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域を有する離島、沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）第2条第2項に規定する離島、奄美群島振興特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島及び小笠原諸島振興特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島にある飛行場をいうこと。
- 4 「第三種空港及びこれに準ずるもの」のうち「これに準ずる」とは、空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港及び自衛隊等が使用する飛行場を除く飛行場並びに航空法第79条但書により運輸大臣が許可した離着陸場であつて、反復継続して使用されるものをいうこと。
- 5 「自衛隊等」とは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年条約第6号）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいうこと。

### 3 航空機騒音に係る関係機関に対する要請等

年 月 日	宛	発	要 請 要 旨	備 考
昭和46年 1月8日	新東京国際空 港建設実施本 部長 (運輸大臣)	知事	1 航路の設定(進入角度、飛行コース、待 機飛行空域、飛行高度)について 2 運行時間の厳守について 3 騒音区域の買収について 4 学校等に対する防音工事について 5 エンジンの試運転の防音対策について 6 民家等の騒音対策に係る財源について 7 地域開発に係る財源について	
昭和46年 1月29日		大臣	対策を行う旨の回答	
昭和53年 11月25日	環境庁 大気保全局長	知事	1 環境基準(WECPNL)の見直しについて 2 環境基準の類型区分の見直しについて 3 環境基準に係る改善目標(中間目標)の 達成について(昭和53年12月26日まで) 4 環境基準達成年限(昭和58年12月26日) の繰上げについて 5 監視測定の実施主体等について 6 低周波空気振動対策について	環境基準の地 域類型あては め告示(昭和53 年8月29日)
昭和54年 1月30日	知事	局長	環境庁大気保全局の見解を回答	
昭和53年 11月30日	新東京国際 空港公団総裁	知事	1 環境基準に係る改善目標(中間目標)の 達成について(昭和53年12月26日まで) 2 環境基準の早期達成について(昭和58年 12月26日まで) 3 低周波空気振動対策について	
昭和54年 1月29日	知事	総裁	公団の対応状況を回答	
昭和56年 11月19日	新東京国際 空港公団総裁	知事	1 飛行コースずれの改善 2 飛行コース監視測定の実施	昭和55年飛行 コース実態調 査結果による
昭和58年 10月6日	運輸省 航空局長	知事	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 低騒音型機の積極的導入 3 飛行コースの遵守指導 4 空港周辺騒音対策の推進	環境基準の達 成期限(昭和5 8年12月26日) を控え
	新東京国際 空港公団総裁	知事	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導 3 空港周辺騒音対策の推進	
昭和58年 10月7日	環境庁 大気保全局長	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請 に係る協力依頼	
昭和59年 6月21日	運輸省 航空局長	知事	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 低騒音型機の積極的導入 3 飛行コースの遵守指導 4 空港周辺騒音対策の推進	環境基準の達 成期限(昭和5 8年12月26日) 後の実態調査 結果(一部地域 で基準を超過) を踏まえて
	新東京国際空 港公団総裁	知事	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導 3 空港周辺騒音対策の推進	
昭和59年 6月26日	環境庁 大気保全局長	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請 に係る協力依頼	

年 月 日	宛	発	要 請 要 旨	備 考
昭和60年 11月11日	運輸省 航空局長	知事	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導 3 空港周辺騒音対策の推進	昭和60年度夏季調査において飛行コースずれが多く見られたため
	新東京国際空港公団総裁	知事	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導	
昭和60年 11月27日	環境庁 大気保全局長	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に係る協力依頼	
昭和63年 8月19日	新東京国際空港公団周辺対策部長	環境部長	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導	昭和62年度実態調査において一部環境基準を上回る地域があり、飛行コースずれも一部見られたため
平成元年 11月20日	運輸省 航空局長	知事	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導 3 航空機の低騒音化技術開発の促進 4 空港周辺騒音対策の推進	昭和63年度実態調査及び固定測定局測定結果(一部環境基準を上回る地域があり、騒音法区域外での75WECPNL超過も見られた等)に基づき
	新東京国際空港公団総裁	知事	1 深夜早朝時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導 3 空港周辺騒音対策の推進	
平成元年 11月28日	環境庁 大気保全局長	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に係る協力依頼	
平成3年 12月20日	運輸省航空局 新東京国際空港課長	部長	1 航空機低騒音化のための技術開発促進 2 深夜早朝時間帯の飛行便数低減 3 飛行コースの遵守指導	
	新東京国際空港公団周辺対策部長	部長	1 深夜早朝時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導	
	環境庁大気保全局企画課長	部長	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に係る協力依頼	
平成5年 5月14日	運輸省 航空局長	知事	1 航空機の低騒音化に対する技術開発の促進 2 低騒音型新鋭機の導入促進を図るための指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行方式の確立	平成3年度においても引き続き環境基準の達成率が低い状況にあるため
	新東京国際空港公団総裁	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行の実施の指導	
	環境庁大気保全局長	知事	関係機関等に勧告等の措置を講ずるよう要請	
平成8年 1月23日	運輸省 航空局長	知事	1 航空機の低騒音化に対する技術開発の促進 2 低騒音型新鋭機の導入促進を図るための指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行方式の確立	平成6年度においても引き続き環境基準の達成率が低い状況にあるため

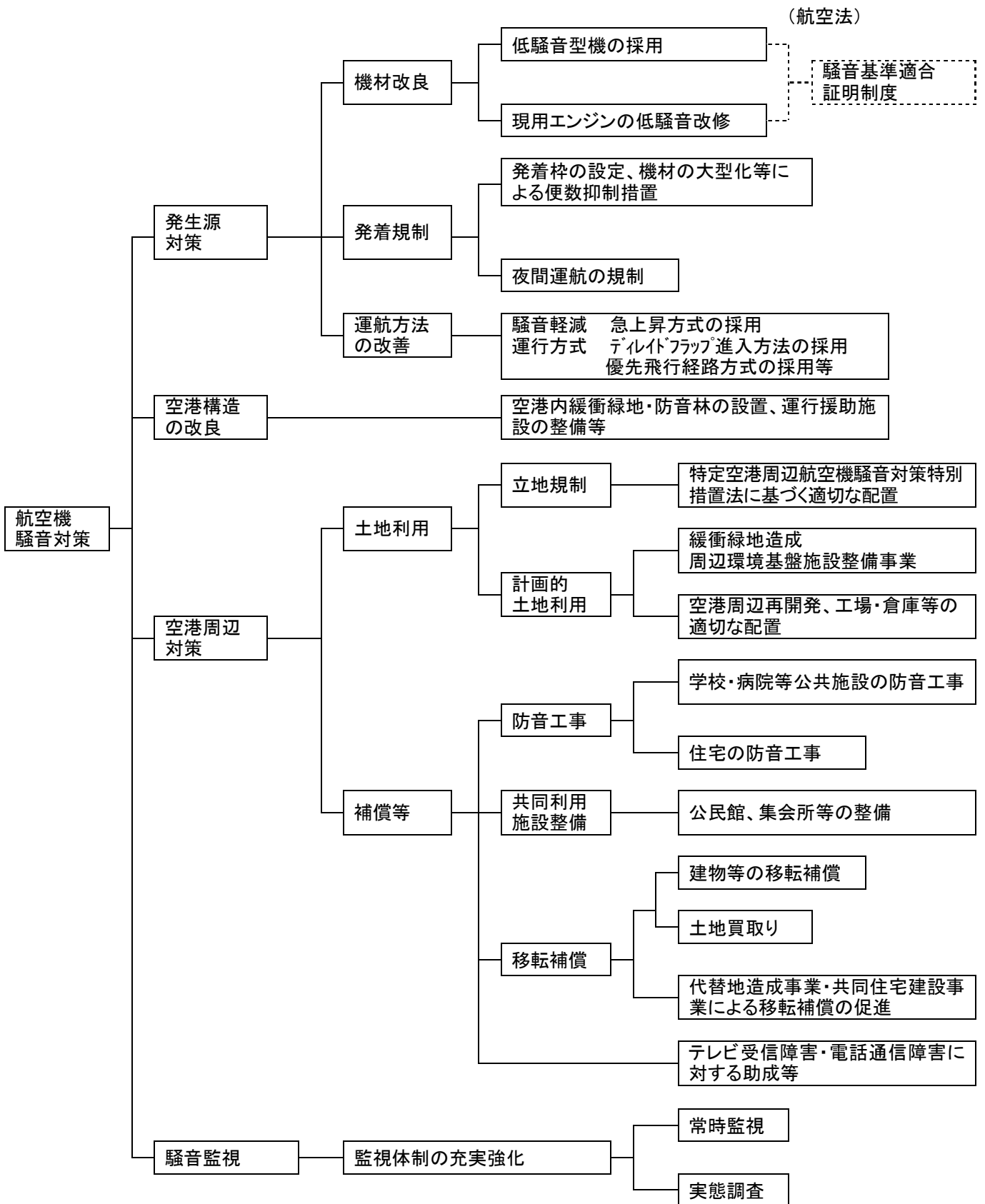
年 月 日	宛	発	要 請 要 旨	備 考
	新東京国際空港公団総裁	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行の実施の指導 2 空港敷地内外における防音林・防音堤等の防音対策の拡充	
	環境庁大気保全局長	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に係る協力依頼	
平成10年 2月12日	運輸省 航空局長	知事	1 航空機の低騒音化に対する技術開発の促進 2 低騒音型新鋭機の導入促進を図るための指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行方式の確立	平成8年度においても引き続き環境基準の達成率が低い状況にあるため
	新東京国際空港公団総裁	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行の実施の指導 2 空港敷地内外における防音林・防音堤等の防音対策の拡充	
	環境庁 大気保全局長	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に係る協力依頼	
平成11年 2月8日	運輸省 航空局長	知事	1 航空機の低騒音化に対する技術開発の促進 2 低騒音型新鋭機の導入促進を図るための指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行方式の確立	平成9年度においても引き続き環境基準の達成率が低い状況にあるため
	新東京国際空港公団総裁	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行の実施の指導 2 空港敷地内外における防音林・防音堤等の防音対策の拡充	
	環境庁 大気保全局長	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に係る協力依頼	
平成13年 2月20日	国土交通省 航空局長	知事	1 航空機の低騒音化に対する技術開発の促進 2 低騒音型新鋭機の導入促進を図るための指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行方式の確立	平成11年度においても引き続き環境基準の達成率が低い状況にあるため
	新東京国際空港公団総裁	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行の実施の指導 2 空港敷地内外における防音林・防音堤等の防音対策の拡充	



年 月 日	宛	発	要 請 要 旨	備 考
	環境省 環境管理局长	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に係る協力依頼	
平成16年 2月27日	新東京国際空港公団総裁	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減、飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行の実施の指導 2 空港敷地内外における防音林・防音提等の防音対策の拡充	平成14年度においても引き続き環境基準の達成率が低い状況にあるため
平成16年 3月1日	国土交通省 航空局长	知事	1 航空機の低騒音化に対する技術開発の促進 2 低騒音型新鋭機の導入促進を図るための指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減、飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行方式の確立	
	環境省 環境管理局长	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に係る協力依頼	
平成18年 3月27日	成田国際空港株式会社代表取締役社長	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減、飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行方式の徹底 2 空港敷地内外における防音林・防音提等の防音対策の拡充	平成16年度においても引き続き環境基準の達成率が低い状況にあるため
	国土交通省 航空局长	知事	1 航空機の一層の低騒音化のための技術開発の促進 2 空港及び航空会社に対する低騒音型機材の導入促進の指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減、飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行方式の徹底	
	環境省水・大気環境局长	知事	国土交通省及び成田国際空港株式会社への要請に係る協力依頼	
平成20年 3月25日	成田国際空港株式会社代表取締役社長	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減、飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行方式の徹底 2 低騒音型機材の導入促進 3 空港敷地内外における防音林・防音提等の防音対策の拡充	平成18年度においても引き続き環境基準の達成率が低い状況にあるため
	国土交通省 航空局长	知事	1 航空機の一層の低騒音化のための技術開発の促進 2 空港及び航空会社に対する低騒音型機材の導入促進の指導 3 深夜・早朝等の時間帯における航空機騒音の一層の低減、飛行コースの遵守を始めとする騒音低減運行方式の指導	
	環境省水・大気環境局长	知事	国土交通省及び成田国際空港株式会社への要請に係る協力依頼	
平成22年 3月30日	成田国際空港株式会社代表取締役社長	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する航空機の一層の低騒音化及び飛行コースの遵守を始めとする騒音低減運行方式の徹底 2 低騒音型機材の導入促進	

年 月 日	宛	発	要 請 要 旨	備 考
			3 空港敷地内外における防音林・防音堤等の防音対策の拡充	
	国土交通省 航空局長	知事	1 航空機の低騒音化を図るための更なる技術開発の促進 2 空港及び航空会社に対する低騒音型機材の導入促進の指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する航空機の一層の低騒音化及び飛行コースの遵守を始めとする騒音低減運行方式の指導	
	環境省水・ 大気環境局長	知事	国土交通省及び成田国際空港株式会社への要請に係る協力依頼	
平成 24 年 3 月 21 日	成田国際空港 株式会社代表 取締役社長	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する航空機の一層の低騒音化及び飛行コースの遵守を始めとする騒音低減運行方式の徹底 2 低騒音型機材の導入促進 3 空港内における航空機騒音（地上音）の一層の低減対策の推進及び防音林・防音堤等の防音対策の拡充	
平成 24 年 3 月 27 日	国土交通省 航空局長	知事	1 航空機の一層の低騒音化を図るための技術開発の促進 2 空港及び航空会社に対する低騒音型機材の導入促進の指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する航空機騒音の一層の低減、飛行コースの遵守を始めとする騒音低減運行方式の指導 4 空港内における航空機騒音（地上音）の一層の低減対策の推進の指導	
	環境省水・ 大気環境局長	知事	国土交通省及び成田国際空港株式会社への要請に係る協力依頼	
平成 26 年 2 月 14 日	成田国際空港 株式会社代表 取締役社長	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する航空機騒音の一層の低減、飛行コースの遵守をはじめとする騒音軽減運航方式の徹底 2 低騒音型機材の導入促進 3 空港内における航空機騒音（地上音）の一層の低減対策の推進及び空港敷地内外における防音林・防音堤等の防音対策の拡充	
平成 26 年 2 月 21 日	国土交通省 航空局長	知事	1 航空機の一層の低騒音化のための技術開発の促進 2 空港及び航空会社に対する低騒音型機材の導入促進の指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する航空機騒音の一層の低減、飛行コースの遵守をはじめとする騒音軽減運航方式の指導 4 空港内における航空機騒音（地上音）の一層の低減対策の推進の指導	
	環境省水・ 大気環境局長	知事	国土交通省及び成田国際空港株式会社への要請に係る協力依頼	

#### 4 空港周辺における航空機騒音対策の体系



## 5 用語の説明

### $L_{den}$ (時間帯補正等価騒音レベル)

個々の航空機騒音の  $L_{AE}$  (単発騒音暴露レベル) に夕方 (午後7時～午後10時) の  $L_{AE}$  には5デシベル、深夜・早朝 (午後10時～午前7時) の  $L_{AE}$  には10デシベルを加え、1日の平均を次式により算出したもの。

(算出式)

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left[ \sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right] \right\}$$

$L_{AE,di}$  : 午前7時から午後7時までの  $i$  番目の  $L_{AE}$

$L_{AE,ej}$  : 午後7時から午後10時までの  $j$  番目の  $L_{AE}$

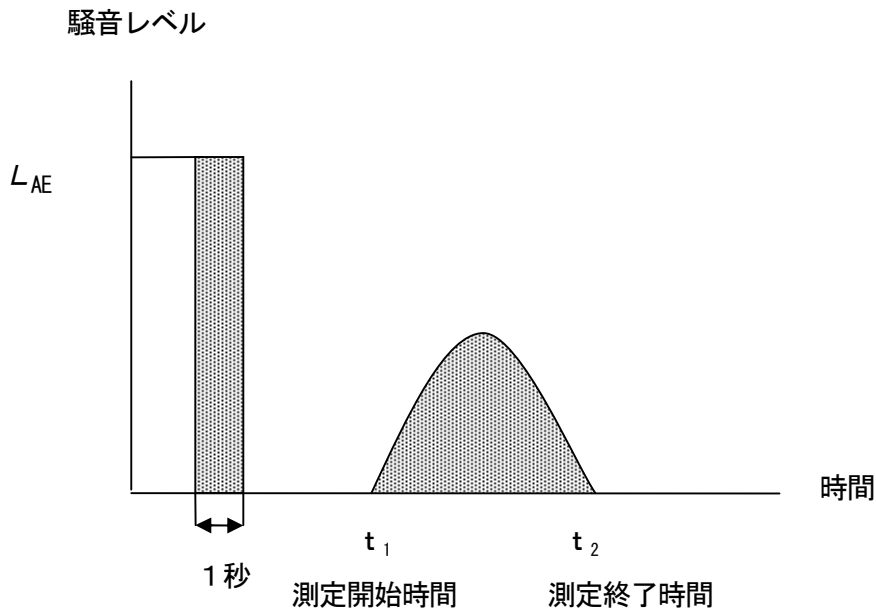
$L_{AE,nk}$  : 午後10時から午前7時までの  $k$  番目の  $L_{AE}$

$T_0$  : 1秒

$T$  : 86,400秒 (=24時間=1日)

### $L_{AE}$ (単発騒音暴露レベル)

単発的に発生する騒音の全エネルギーと等しいエネルギーを持つ継続時間1秒の定常音の騒音レベル



## WECPNL (加重等価平均感覚騒音レベル)

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level の略。

航空機騒音測定、評価のために考案されたもので航空機騒音の特異性、継続時間の効果、昼夜の別等も加味した騒音のうるささの単位で、平成24年度までの「航空機騒音に係る環境基準」の評価に使用されてきた。

$$\text{(算出式)} \quad \overline{\text{dB(A)}} = 10 \cdot \log_{10} N - 27$$

$\overline{\text{dB(A)}}$  : ピークレベルのパワー平均値

$N$  (加重回数) :  $N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$

$N_1$  : 0時から7時までの航空機騒音発生回数

$N_2$  : 7時から19時までの //

$N_3$  : 19時から22時までの //

$N_4$  : 22時から24時までの //

## パワー平均

騒音の大きさ(騒音レベル)は、一般には騒音計の周波数補正回路A特性で測定した値をいう。(単位はdB)

騒音の大きさは、物理量である音のエネルギーを対数で圧縮し、取り扱いやすい数値としていることから、その平均は、それぞれの騒音レベルを一度エネルギー量にもどして算術平均したうえで対数圧縮して求める。これをパワー平均という。

(計算式)

$$\overline{\text{dB(A)}} = 10 \cdot \log_{10} \left[ \frac{1}{n} (10^{L_{A1}/10} + 10^{L_{A2}/10} + \dots + 10^{L_{An}/10}) \right]$$

$\overline{\text{dB(A)}}$  : 騒音レベルのパワー平均値

$L_{A1}, L_{A2}, \dots, L_{An}$  : 1回ごとの騒音レベル

$n$  : 騒音発生回数

平成 25 年度成田国際空港周辺  
航空機騒音測定結果報告書

平成 27 年 2 月  
千葉県環境生活部大気保全課  
特殊公害班  
千葉市中央区市場町 1 番 1 号  
電話 043 (223) 3805